

# 【参考】 主な補助事業一覧

九州地方整備局 建政部

# 目次

## ■ 国民の安全・安心の確保

○ 街路（交通安全対策）	P1
○ 街路（踏切道改良計画事業）	P2
○ 街路（無電柱推進計画事業）	P3
○ 都市再生区画整理事業	P4
○ 無電柱化まちづくり促進事業	P5
○ 都市防災総合推進事業	P6
○ 都市災害復旧事業	P7
○ 堆積土砂排除事業	P8
○ 居住誘導区域等権利設定等促進事業	P9
○ 防災集団移転促進事業	P10
○ がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	P11
○ 災害危険区域等建築物防災改修等事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	P12
○ 住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	P13
○ 建築物火災安全改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	P14
○ 宅地耐震化推進事業	P15
○ 盛土緊急対策事業・宅地耐震化推進事業	P16
○ 宅地耐震化推進事業（宅地液状化防止事業）	P17
○ 宅地耐震化推進事業(宅地嵩上げ安全確保事業)	P18
○ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）・密集市街地総合防災事業	P19
○ 公営住宅整備事業、災害公営住宅整備事業	P20
○ 小規模住宅地区改良事業	P21
○ 住宅・建築物防災力緊急促進事業	P22

## ■ 持続的な経済成長の実現

○ 街路（地域高規格道路・重要物流道路）	P23
○ 街路（空港・港湾等のアクセス道路）	P24
○ 街路（I Cアクセス道路）	P25
○ 街路（連続立体交差事業）	P26
○ 都市再生整備計画事業	P27
○ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	P28
○ 都市公園事業（CO2吸収源となる都市公園）	P29
○ 都市公園事業（ネイチャーポジティブ公園）	P30
○ 古都保存・緑地保全等事業	P31
○ 住宅・建築物省エネ改修推進事業	P32

## ■ 個性をいかした地域づくりと分散型国づくり

○ 都市構造再編集中支援事業	P33
○ 都市再生整備計画事業	P34
○ まちなかウォークラブル推進事業	P35
○ 都市・地域交通戦略推進事業	P36
○ 集約都市形成支援事業	P37
○ 都市再生推進事業（都市空間情報デジタル基盤構築支援事業）	P38
○ 官民連携まちなか再生推進事業	P39
○ 都市公園事業	P41
○ 官民連携型賑わい拠点創出事業・都市開発資金	P42
○ 官民連携計画策定調査	P43
○ こどもまんなか公園づくり支援事業	P44
○ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	P45
○ 公園施設長寿命化計画策定調査、公園施設長寿命化対策支援事業	P46
○ 都市公園ストック再編事業	P47
○ 市民農園等整備事業	P48
○ 市民緑地等整備事業	P49
○ 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	P51
○ 脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	P52
○ 空き家対策総合支援事業	P53
○ 空き家再生等推進事業	P54
○ セーフティネット住宅・居住サポート住宅の改修費支援	P55
○ 居住支援協議会等活動支援事業	P56
○ 地域居住機能再生推進事業	P57
○ 市街地再開発事業	P58
○ バリアフリー環境整備促進事業	P59
○ 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）	P60
○ 街なみ環境整備事業	P61

詳細は国土交通省九州地方整備局建政部までご相談ください。

国土交通省 九州地方整備局建政部 電話 092-707-0186

■ 国民の安全・安心の確保

## 制度の概要

通学路の安全を早急に確保するため、千葉県八街市における交通事故を受けて実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について計画的かつ集中的に支援を実施。

## 補助対象者

- 交通安全対策を行う地方公共団体又は土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う地方公共団体

## 事業要件

- 以下のいずれの要件も満たす事業
    - 合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策であること
    - ①の対策を実施する学区内において関係機関等がソフト対策を実施すること※
- ※ 事故以前から実施しているソフト対策で、事故後に内容の拡充や頻度の増加等の強化を実施していないものを除く

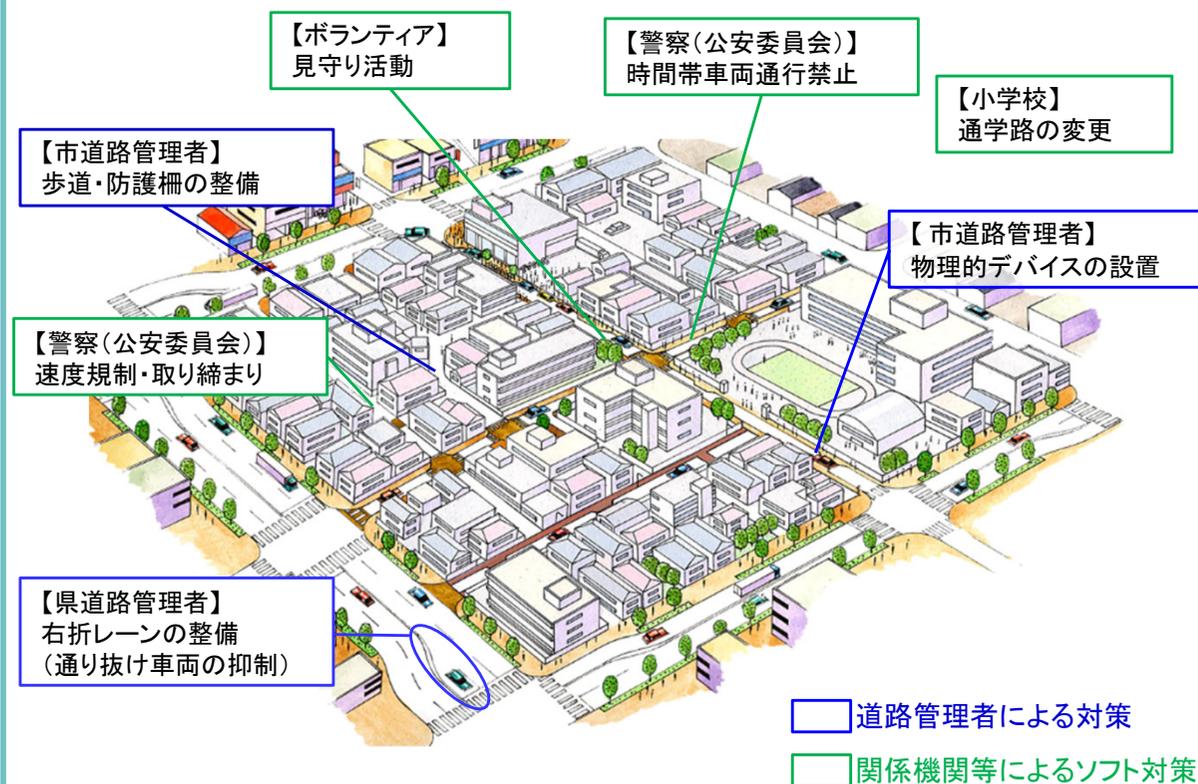
## 補助率

- 現行法令に規定する補助率
- 補助国道、都道府県道又は市町村道の改築  
・・・5.5/10  
(これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)

## その他

補助期間：5年程度 (R4～)

## 事業のイメージ



# 街路(踏切道改良計画事業)補助制度の概要

## 制度の概要

交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援を実施。

## 補助対象

「踏切道改良促進法」第4条に基づき、道路管理者及び鉄道事業者が定める「地方踏切道改良計画」に位置づけられた踏切道の改良の方法（連続立体交差事業を除く）による事業

## 補助率

### ■ 現行法令に規定する補助率

- ・ 補助国道、都道府県道又は市町村道の改築  
・・・ 5.5 / 10  
 （これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能）

## 事業のイメージ

<単独立体交差化>

立体交差を整備することにより、円滑な交通を確保

<歩行者等立体横断施設>

立体横断施設を整備することにより、歩行者等の交通を確保

<踏切拡幅>

歩行者の滞留を考慮した拡幅をすることにより、通学時等の歩行者空間を確保

<踏切周辺対策>

街づくりと一体となって、踏切周辺道路や自由通路を整備することにより、自動車を駅前から転換し、駅前のにぎわいを創出

# 街路(無電柱推進計画事業)補助制度の概要

## 制度の概要

「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備を計画的かつ集中的に支援を実施。

## 補助対象者

- ・無電柱化推進計画事業を行う地方公共団体又は土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う地方公共団体

## 事業要件

- ・以下のいずれの条件にも該当する事業
  - ①「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」(地方版無電柱化推進計画)に位置づけられている事業<sup>※1</sup>
  - ②低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により低コスト化に取り組む事業<sup>※2</sup>

※1 道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に無電柱化推進計画事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う事業は除く。)は除く。<sup>※2</sup>

※2 令和4年度末時点において本補助制度にて補助している事業は除く。

## 補助率

### ■現行法令に規定する補助率

- ・補助国道、都道府県道又は市町村道の改築

・・・5.5/10

(これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)

※沖縄県の区域内の地方公共団体に対しては、社会資本整備総合交付金と同様、沖縄振興特別措置法施行令に基づく補助率を適用

## 事業のイメージ

緊急輸送道路等の防災性の向上



整備前



整備後



良好な景観の形成

## その他

PFI手法を活用する場合の国庫債務負担行為の年限は、PFI法に基づき30箇年以内

# 都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

・交付対象：地方公共団体 ・国費率 1/3 または 1/2

## 事業の概要

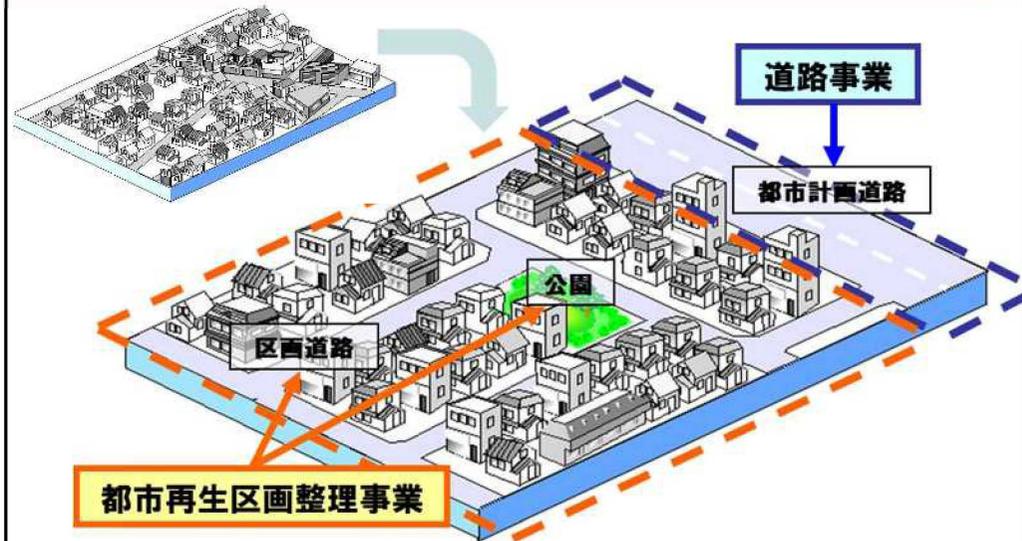
### 都市再生区画整理事業

- (調査) 都市再生事業計画案作成事業 (国費率：1/3または1/2)
- (事業) 都市再生土地区画整理事業 (国費率：1/3または1/2)  
(都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ)
- 被災市街地復興土地区画整理事業 (国費率1/2)
- 緊急防災空地整備事業 (国費率1/2)

### ○交付対象費用 (都市再生区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業)

調査設計費、宅地整地費、移転費、公共施設工事費、公開空地整備費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、エリアマネジメント活動拠点施設整備費 等

### 都市再生区画整理事業と道路事業の併用地区のイメージ



## 都市再生土地区画整理事業 (都市基盤整備タイプ)

### ○施行地区要件 (以下の全てを満たす地区)

- ・施行面積×指定容積率/100  $\geq 2.0$ ha
- ・**居住誘導区域に過半が該当する地区**
- ・直前の国勢調査に基づくDID又は準DIDに過半が該当する地区

- ・市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ
- ・施行前の公共用地率15%未満 (幹線道路等を除く)
- 【重点地区 (国費率：1/2)】 (上記の要件に加えて以下のいずれかを満たす地区)
  - ・安全市街地形成重点地区 (密集市街地の解消に資する事業等)
  - ・拠点市街地形成重点地区 (都市再生緊急整備地域等で行われる事業)
  - ・歴史的風致維持向上重点地区 (歴史まちづくり法の計画に基づく事業)
  - ・都市機能誘導重点地区 (立地適正化計画に基づく事業)

## 被災市街地復興土地区画整理事業

### ○施行地区要件 (以下の全てを満たす地区)

- ①被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域
- ②被災地の面積が概ね20ha以上
- ③被災戸数が概ね1,000戸以上

## 緊急防災空地整備事業

### ○施行地区要件 (土地区画整理事業が予定される地区で次の要件のいずれかを満たす地区)

- ①都市計画決定済みで減価補償地区となると見込まれる地区かつ三大都市圏の既成市街地等のDID内の地区
- ②防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区
- ③高規格堤防の整備を一体的に事業を実施する予定の地区
- ④東日本大震災の被災地に係る推進地域又は計画区域に存する地区
- ⑤被災市街地復興推進地域に存する地区

### ○交付対象となる費用

緊急防災空地用地の取得 (先行買収) に要する費用

### ○交付限度額

- ①については、予定される減価補償費の80%
- ②～⑤については、公共用地の増分の用地費の80%

## 事業概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

## 交付要件

・以下のいずれの条件にも該当する無電柱化事業

- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式（※）によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

※電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器等を整備する方式



## 交付対象事業費

無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

※間接交付の場合、上記の2/3を超えない額とする

（区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3を超えない額とする）



生活道路の無電柱化のイメージ

## 国費率

1 / 2

## 交付対象

地方公共団体

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」(防災・安全交付金の基幹事業)により支援

## ○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

## ○ 地区要件

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※6
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1 / 3 <b>拡充</b> (R10年度まで1/2) ※3
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1 / 3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3
		工事 1 / 2※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1 / 2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3※1

施行地区	<b>&lt;事業メニュー① ③~⑤&gt;</b> ・災害の危険性が高い区域(洪水/雨水出水/高潮浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域等)を含む市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4 (⑤については市街地に限る) ・危険密集市街地を含む市、DID地区
	<b>&lt;事業メニュー⑥&gt;</b> ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4 ・危険密集市街地を含む市、DID地区 等
	<b>&lt;事業メニュー⑦&gt;</b> ・危険密集市街地
	<b>&lt;事業メニュー⑧&gt;</b> ・激甚災害による被災地 等 ・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※5
	※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3
	※3：既存の危険な盛土の把握のために必要な調査をR6年度までに開始し、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体に限り、国費率1/2
	※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
	※5：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

- ※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3
- ※3：既存の危険な盛土の把握のために必要な調査をR6年度までに開始し、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体に限り、国費率1/2
- ※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- ※5：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村
- ※6：予算の範囲内での支援



※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り  
 ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額  
 ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2  
 ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2

拡充

異常な天然現象（右図）により被害を受けた公園等の復旧を行う地方公共団体に支援を行い、民生の安定、公共の福祉を確保するもの

**【対象】**

[1] 災害を受けた公園、街路及び都市排水施設等の復旧事業

[2] 災害により市街地に堆積した多量の土砂の排除事業

災害原因	異常な天然現象に該当する基準
(1) こう水	(イ) 警戒水位以上の出水 (ロ) 警戒水位の定めがない場合河岸高（低水位から天端まで）の5割程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる融雪出水等
(2) 降雨	(イ) 最大24時間雨量80mm以上 (ロ) (イ)未満でも時間雨量等が特に大（時間雨量20mm以上）
(3) 暴風	最大風速（10分間平均）15m以上
(4) 高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が比較的軽微でないもの
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷等	特に定めていない

根拠法令等	対象施設等	補助率	激甚	補助概要・事例など
公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 （負担法）等	<b>公園</b> （都市公園に設けられたもので、園路及び広場、花壇などの修景施設、休憩所、遊戯施設、運動施設、トイレ等）	2/3 ～※ ※北海道、離島、沖縄等は4/5～	嵩上げ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>法面崩壊による被災例</p> <p>法面崩壊とともに園路にも影響 園路の機能が確保できていない</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>H28熊本地震における被災</p> <p>体育館の天井が崩落</p> </div> </div>
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	<p>&lt;都市計画区域内における&gt;</p> <p><b>都市排水施設等</b></p> <p>(①下水道法の下水道以外の都市排水施設及び附属施設 ②公共が管理する広場・墓園 緑地・運動場など)</p>	1/2	—	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>排水施設の被災例</p> <p>豪雨により排水路護岸擁壁が倒壊</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>墓地公園の園路の被災例</p> <p>公園施設が対象 墓石自体は対象外</p> </div> </div>
都市災害復旧事業事務取扱方針	<p>&lt;市街地における&gt;</p> <p><b>堆積土砂排除事業</b></p> <p>（土砂の流入等で多量の泥土、砂礫、樹木等が市街地（宅地など）に堆積したもの）</p>			嵩上げ

## 【事業範囲】

市町村の市街地※<sup>1</sup>における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業  
 (他の法令により処理されるものを除く)

【補助率1/2：起債充当率100%(交付税措置95%)】

### 【規模要件】

- (a) 堆積土砂※<sup>2</sup>の総量が30,000m<sup>3</sup>以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が2,000m<sup>3</sup>以上
- (c) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m<sup>3</sup>以上

### 【対象要件】

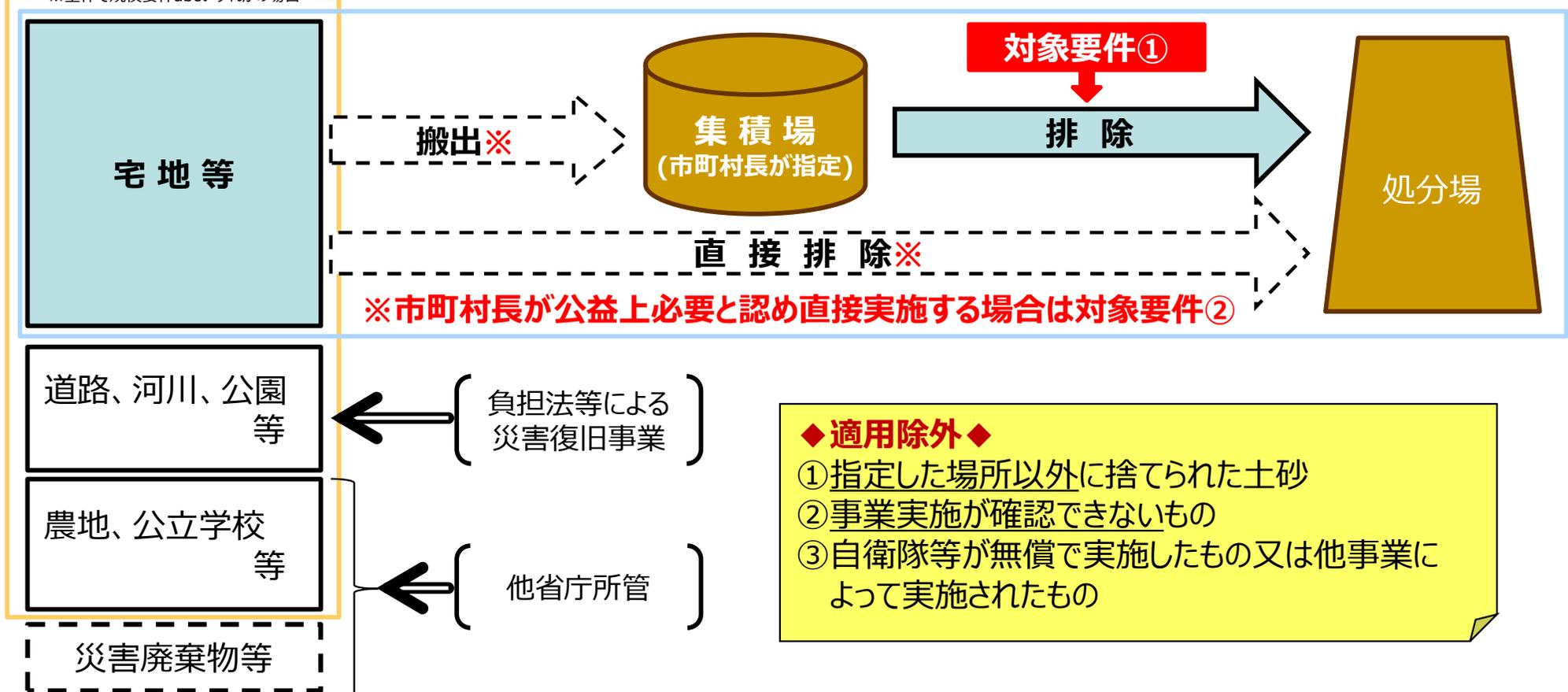
- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※<sup>1</sup> 都市計画区域内及び同区域外の集落地(独立した家屋が10戸以上隣接)

※<sup>2</sup> 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

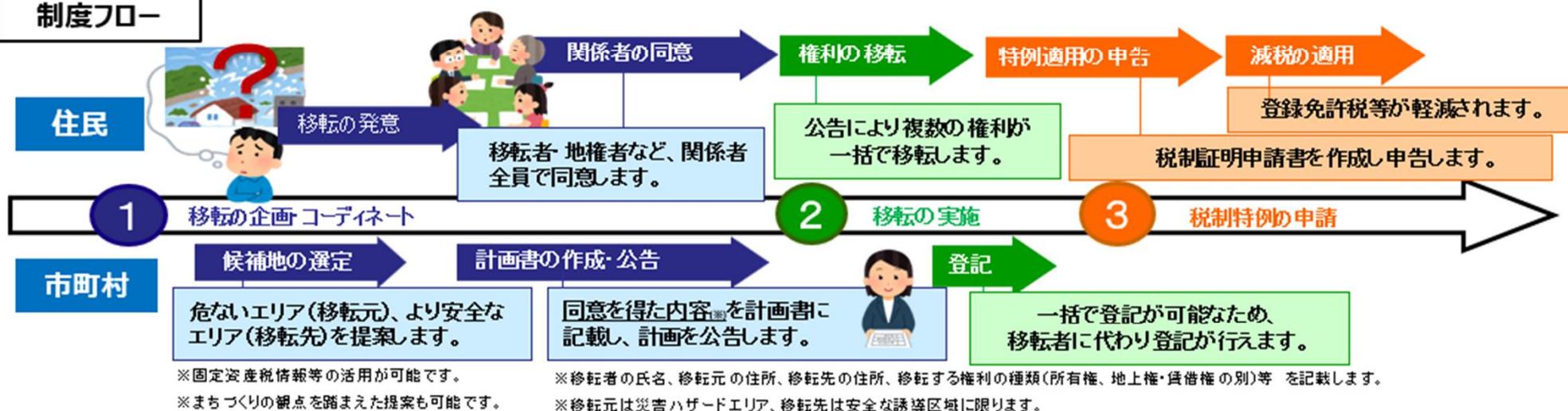
## 【市街地における堆積】

※全体で規模要件abcいずれかの場合



- 災害ハザードエリアからの**住宅又は施設の移転**に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画（都市再生特別措置法第109条の7）を作成し、**手続きの代行等**を行う。
- 事業主体：**立地適正化計画**（都市再生特別措置法第81条）を作成している市町村
- 対象：**災害ハザードエリアから居住誘導区域又は都市機能誘導区域に住宅又は施設を移転する場合**

## 制度フロー



## 参考（税制特例の概要）

災害ハザードエリア（災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等）から安全な区域への移転を促進するため、市町村がコーディネートして策定した防災移転支援計画に基づき施設又は住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例措置を講じる。

### 特例措置の内容

- 登録免許税 【～令和8年3月31日】  
本則の1/2軽減 ＊所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記
- 不動産取得税 【～令和9年3月31日】 **延長**  
課税標準から1/5控除



# 防災集団移転促進事業

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に相当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

### 【事業の概要】

**施行者**  
市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

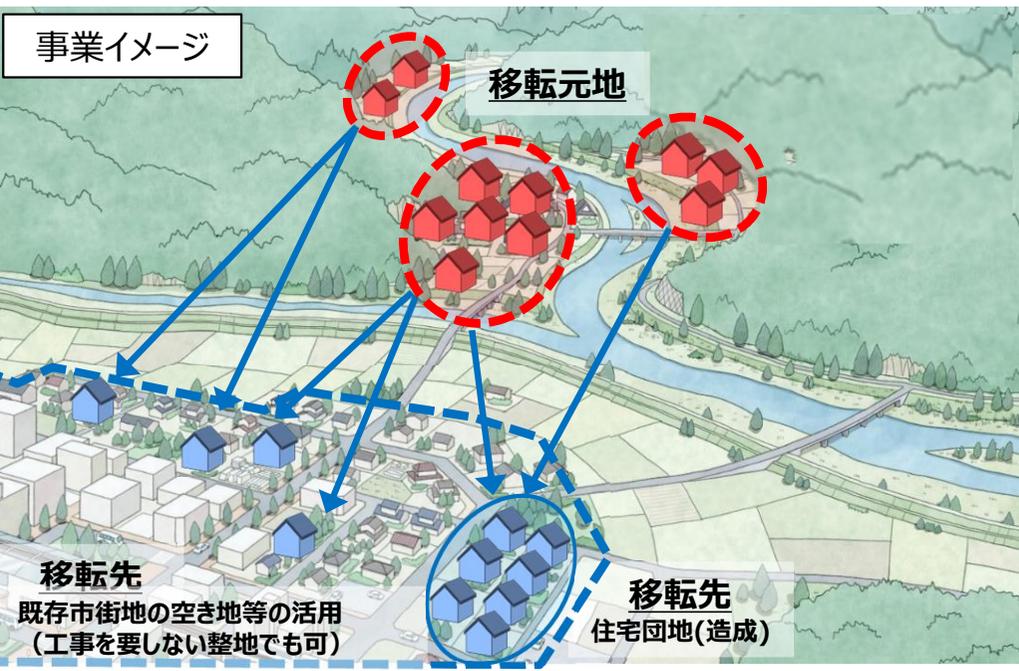
**移転元地（移転促進区域）**  
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※1）  
※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

**移転先（住宅団地）**  
5戸以上（※2）かつ移転しようとする住居の数の半数以上  
※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上  
浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域

### 【国庫補助】（補助率 ①～⑥：3/4，⑦：1/2） 限度額の有(○)無(-)

補助対象経費区分	右以外の場合	災害発生前の移転の場合		
		※3	※4	※5
補助対象経費（①～⑦）の合計	○	-	-	-
対象経費	① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）	○	○	○
	② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）	○	○	○
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	○	○	○
	④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	○	○
	⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	○	○	○
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	○	○	○
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-	-

イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること  
 ※3 ロ 移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること  
 ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと  
 ※4 ニ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を含む地域（※移転者が保有する移転元地の住宅の用に供する建築物は移転後に除却）  
 ※5 ホ 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を含む地域であり、以下の要件を満たした市町村  
 ・地震発生後、概ね10分以内に高さ3m以上の津波到達が想定される市町村又は最大津波高さが25m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域



### 補助基本額（事業費）に対する財源内訳

国庫補助金 3/4	一般補助施設整備等事業債(充当率90%)	一般財源
元利償還の80%を特別交付税措置	50%を特別交付税措置	

注）補助基本額は個別限度額、合算限度額適用後の事業費。都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。

**地方財政措置**

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）  
その元利償還金の80%を特別交付税措置  
注）事業計画等の策定に必要な経費の適償性については、財政部局と協議すること
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置（⑦事業計画等の策定に必要な経費についても同様）

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

## 補助対象

- (1) 除却等費
  - 除却費  
危険住宅の除却費  
(限度額: 住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費)  
【令和5年度】木造住宅: 32千円/㎡、非木造住宅: 46千円/㎡
  - 引越費用等  
引越費用(動産移転費、仮住居費等)、その他  
(限度額: 975千円/戸)
- (2) 建設助成費
  - 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額  
(借入利率: 年8.5%を限度)
  - 限度額【通常】 4,210千円/戸 (建物3,250千円/戸、土地960千円/戸)  
【特殊地域※】 7,318千円/戸 (建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸)
  - ※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域
- (3) 事業推進経費
  - 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

## 補助要件

- (1) 対象地区要件(移転元)
  - 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)
  - 地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)
  - 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)
  - 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)
  - 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
  - 地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(都市計画法第12条の4)
  - 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)
- (2) 対象住宅要件(移転元)
  - 既存不適格住宅※  
※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
  - 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅  
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

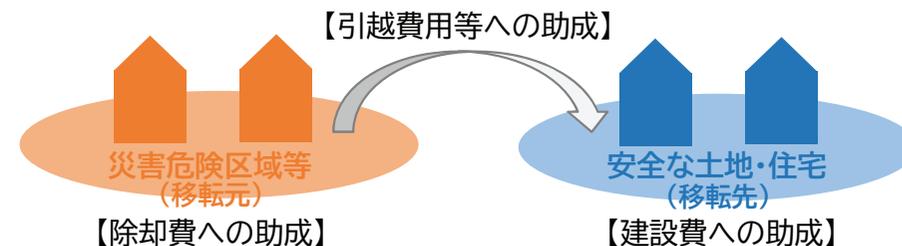
## 交付率

国: 1/2、  
地方公共団体: 1/2

## 事業実施主体

市町村  
(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県)

注: 右欄の「補助要件」(1)に掲げる区域内に在する(2)の住宅へ移転する場合(改修により(2)の住宅に該当しなくなる場合を除く。)は、上記(1)(2)の補助対象としない。



# 災害危険区域等建築物防災改修等事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)

水害ハザードエリアにおける災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び既存不適格建築物の安全性向上のため、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物等の防災改修等の費用を補助する事業等を行う地方公共団体を支援する

## 対象区域

- ・ 災害危険区域 (建築基準法) ※水害に係るもの
- ・ 地区計画の区域 (都市計画法) ※水害に係る建築制限が定められたもの
- ・ 浸水被害防止区域 (特定都市河川浸水被害対策法)

## 交付対象事業

地方公共団体が行う次の事業 (②・③は民間事業者に補助する地方公共団体の事業を含む)

- ① 災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ② 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ③ 既存不適格等の住宅・建築物のピロティ化、嵩上げ、建替え、避難空間の整備

※建替えの場合は、原則として次の要件に適合する必要がある

- ・ 建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存すること
- ・ 建替後の住宅・建築物は、一定の省エネ性能を有すること

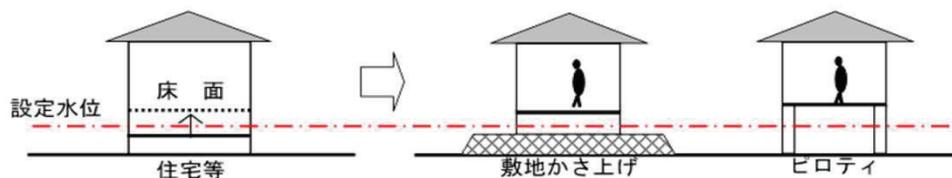
等

## 防災改修等の対象となる住宅・建築物

水害に係る建築制限等に関して既存不適格等である住宅・建築物

※建築物は、災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所等または一時集合場所等に指定されたものであること

※これらに該当することが予定される住宅・建築物を含む



## 交付率・限度額

地方公共団体に対する交付率は1/2であり、事業費の補助限度額は次のとおり

交付対象	実施主体	住宅	建築物
計画策定	地公体	計画策定費の1/2	計画策定費の1/3
基準適合調査	民間事業者	国と地方で調査費用の2/3(45,000円/棟を上限)	
	地公体	調査費用の1/2(45,000円/棟を上限)	調査費用の1/3(45,000円/棟を上限)
防災改修等※4	民間事業者	重点支援以外の住宅の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%  重点支援の住宅※2の場合 - 国と地方で100万円/戸かつ防災改修工事費※3の8割を上限)	地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%  地域防災計画において防災拠点(避難場所等)に指定されている建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の2/3
	地公体	-	地域防災計画において防災拠点として指定されている建築物の場合 - 防災改修等工事費※1の1/3

※1: 280万円/棟又は居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額

※2: 次のいずれかに該当する災害危険区域等の住宅

イ 令和3年度以降に新たに指定された区域

ロ 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等(土地利用等に関する対策を記載するものに限る)を定めている地方公共団体の既存区域

※3: 居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額

※4: 建替えについては、改修工事費用相当額に対して助成

## その他

R7年度までに行う事業が対象。ただし、当該期間内に計画策定に着手し、当該期間後に災害危険区域の指定等を行う場合はR12年度までに行う事業が対象

# 住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取組みに対して支援を行う。

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

## 住宅

**耐震診断** 民間実施：国と地方で2/3

### 個別支援

**補強設計等** 民間実施：国と地方で2/3

### 耐震改修等、建替え又は除却

#### ■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

#### ■ 交付率

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

#### ■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方):
  - ✓ 戸建住宅:83.8万円/戸  
(多雪区域の場合:100.4万円/戸)
  - ✓ マンション:補助対象単価(50,200円/㎡※) × 床面積 × 交付率
- ※倒壊の危険性が高いマンション:55,200円/㎡
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

### パッケージ支援（総合支援メニュー）

#### ■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

#### ■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費（密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む）を合算した額（建替えは改修工事費用相当額に対して助成）

#### ■ 交付額（ただし、補助対象工事費の8割を限度）

耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等(防火改修含む)	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

#### ■ 対象となる市区町村

以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。

- 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
- 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
- 耐震化の必要性に係る普及・啓発

## 建築物

**耐震診断** 民間実施：国と地方で2/3

**補強設計等** 民間実施：国と地方で2/3

### 耐震改修等、建替え又は除却

#### ■ 対象となる建築物

- 多数の者が利用する建築物
  - ・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所(公立を除く)、工場等
  - ・1,000㎡(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500㎡)以上等
- 避難所等

#### ■ 交付率

建物の種類	交付率
避難所等	国と地方で2/3 ※耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合、国と地方で23%
その他	国と地方で23%

#### ■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方):
  - ✓ 建築物:補助対象単価(51,200円/㎡※) × 床面積 × 交付率
- ※倒壊の危険性が高い建築物:56,300円/㎡
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

### 延長

■住宅・建築物安全ストック形成事業の住宅・建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業の特例措置について、令和7年度末まで延長する。

・地域要件なし(老朽住宅が多い地区、既成市街地、避難地、避難路に面する区域、DID地区等→なし)

・住宅・建築物要件緩和(避難路沿道、前面道路に近い等→なし) ・補助率の嵩上げ(1/3→1/2) 等

### 耐震改修と併せて行う省エネ改修（上記に加算）

#### ■ 交付対象

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額

※設計費と改修費のそれぞれに補助率を乗じるこれまでの方式は、令和5年度までに補助事業を創設する地方公共団体（社会資本総合整備計画に定める事業期間の間に限る。）（交付金）については、引き続き適用可能

#### ■ 交付額（国と地方が補助する場合）

省エネ改修のレベル	交付額
省エネ基準適合レベル	30万円/戸(交付対象費用の4割を限度)
ZEHLレベル	70万円/戸(交付対象費用の8割を限度)

### 耐震改修と併せて行う省エネ改修（上記に加算）

#### ■ 補助限度額（国と地方が交付率23%で補助する場合）

省エネ改修のレベル	補助限度額
省エネ基準適合レベル	5,600円/㎡
ZEBレベル	9,600円/㎡

大阪市北区ビル火災等を踏まえ、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、建築物の火災安全改修を支援する事業を創設する。

## 背景・課題

### ○火災安全改修の必要性

- 令和3年12月に発生し、多数の死者を出した大阪市北区のビル火災等を踏まえ、既存建築物における火災安全対策が必要。

### ○今後の対応方針

- 国土交通省と消防庁で設置した「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」のとりまとめ(令和4年6月)や「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」(令和4年12月)を受け、違反建築物の是正指導や火災安全改修の推進等を総合的に実施。

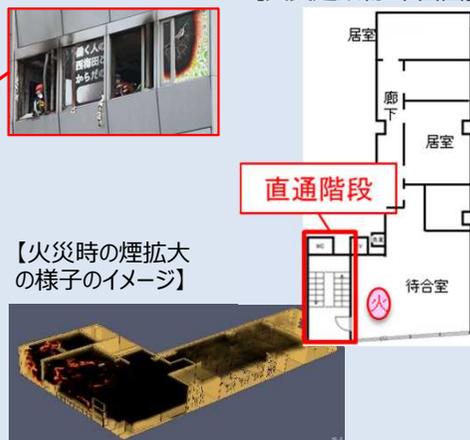
### <大阪市北区ビル火災の概要>

- 発生日：令和3年12月17日
- 死者：26名（容疑者を除く）
- 建物：地上8階建事務所ビル（竣工年：1970年（昭和45年））
- 被害の要因等：
  - ・唯一の避難経路である階段付近から出火し、多くの方が逃げ遅れ
  - ・上階に大量の煙が流入、在館者がいた場合は被害拡大の恐れ

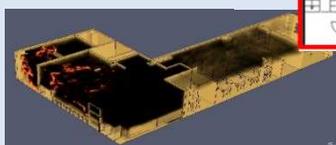
【火災建築物 外観】



【火災建築物 平面図】



【火災時の煙拡大の様子イメージ】



出典：大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会資料等

## 事業概要

### ○対象建築物

- 以下のいずれかの条件に該当する3階以上の建築物
  - ・直通階段が一つである
  - ・直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない

### ○事業主体・内容・補助率

事業内容	事業主体・補助率	
	民間事業者等 (間接)	地方公共団体 (直接)
①火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業 ・火災安全改修のための計画の策定 ・火災安全改修に係る普及啓発、専門家派遣等	国1/3 地方1/3	国1/2
②火災安全改修に関する事業 ・調査設計計画 ・火災安全改修（※1）	国1/3 地方1/3	国1/3
③火災安全改修に関するモデル事業（R5～R7） ・モデル的な取組（※2）	国10/10	国10/10

- ※1：改修の結果、直通階段又は当該改修を行った各階が火災に対して避難上安全な構造となること、所有者は、各テナントに対し火災安全改修ガイドラインを周知すること等の要件を満たす必要。
- ※2：技術的な工夫又は事業プロセスの工夫が必要な火災安全改修に関するモデル的な取組であること、事業主体は事業の実施により得られた成果・知見を国に報告すること等の要件を満たす必要。

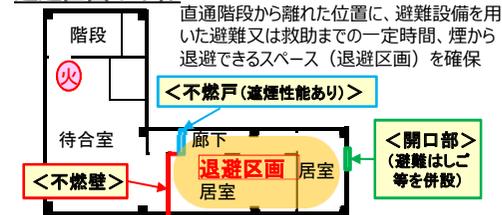
### <火災安全改修の概要>

#### 2方向避難の確保等

#### 直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置

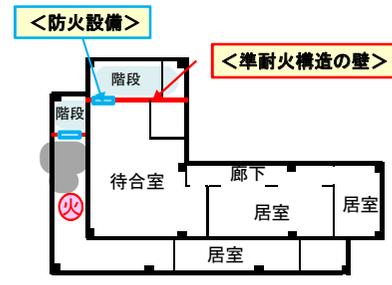
(又は)

#### 退避区画の確保



#### 避難経路・上階の防火・防煙対策

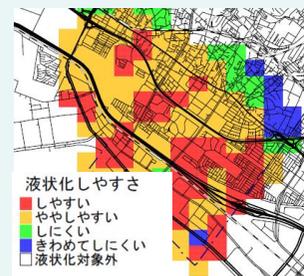
#### 直通階段等の防火・防煙区画化



## ○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査や防災対策に要する費用の一部を補助。

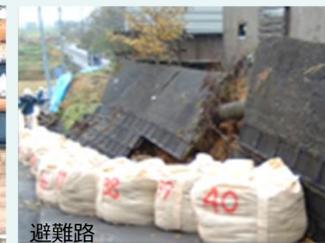
**事業主体** 地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）  
**国費率** 1/3、1/2（宅地の液状化による変動予測調査のみ、令和7年度まで）  
**交付対象** ・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査  
 ・宅地擁壁等の危険度調査 ・宅地擁壁等の防災対策



液状化しやすさマップ（千葉県）



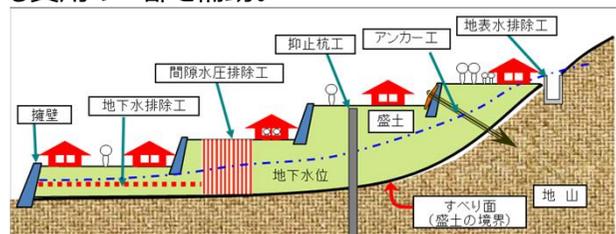
擁壁の危険度調査



擁壁の防災対策

## ○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等により大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



大規模盛土造成地の滑動崩落防止工法のイメージ

**事業主体** 地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）  
**国費率** 1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた造成宅地の復旧）  
**交付対象** 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

## ○ 宅地液状化防止事業

宅地と公共施設の一体的な液状化防止対策を行う事業に要する費用の一部を補助。



道路と宅地との一体的な液状化対策を行う工法のイメージ（地下水位低下工法）

**事業主体** 地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）  
**国費率** 1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地の復旧）  
**交付対象** 宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

### ● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通

現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、一定の要件を満たすものについて地方公共団体が事業主体のものは国費率 1/2

## ○ 宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）

大規模な土砂災害による被災地において、地域の安全性を確保するために、宅地と公共施設の一体的な嵩上げを行う事業に要する費用の一部を補助。

**事業主体** 地方公共団体  
**国費率** 1/2  
**交付対象** 宅地嵩上げ安全確保工事に要する設計費及び工事費

## ○ 宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを行う事業に要する費用の一部を補助。

**事業主体** 地方公共団体  
**国費率** 1/2  
**交付対象** 宅地嵩上げ安全確保工事に要する設計費及び工事費

# 盛土緊急対策事業・宅地耐震化推進事業（社交金） <盛土による災害の防止>

行為者等による是正措置を基本としつつ、地方公共団体が実施する安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に要する費用の一部を補助。

※農山漁村地域整備交付金（農林水産省所管）においても同様の支援が可能

## 【対象事業】

- 盛土緊急対策事業※1
- 宅地耐震化推進事業※2

## 【施行地区】

原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により指定された地域又は森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域以外の区域とする。ただし、その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるものについては、この限りではない。



安全性把握調査  
(ボーリング調査)



盛土撤去工事のイメージ

	安全性把握調査等 (安全性把握調査、応急対策工事)	対策工事等 (盛土の撤去工事※3、盛土の崩落防止工事)	
該当事業	盛土緊急対策事業	盛土緊急対策事業	盛土緊急対策事業 宅地耐震化推進事業
期限	把握してから3年以内に実施	把握してから4年以内に着手	令和7年度までに着手
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土であること</li> <li>➢ 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があること</li> <li>➢ 盛土規制法（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づく勧告、命令等の行政指導が行われていること※4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土であること</li> <li>➢ 盛土規制法（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づく行政代執行による対策工事等、緊急性の高いものであること</li> <li>➢ 行為者等に対して求償を行うこと※4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること</li> <li>➢ 勧告、命令等の行政指導が行われていること※3,※4</li> <li>➢ 行為者等に対して求償を行うこと※3,※4</li> </ul> <p>左記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地下水と降雨により崩落のおそれがあること</li> <li>➢ 一定規模の人家や重要な公共施設等に被害を及ぼすおそれがあること</li> </ul> <p>等の要件を満たす緊急性の高い盛土であること</p>
国費率	1/2		2/3
地方財政措置	<b>公共事業等債</b> ※5 (充当率90%、措置率20%)  <b>特別交付税</b> (措置率50%)	<b>公共事業等債</b> (充当率90%、措置率20%)  <b>特別交付税</b> ※6 (措置率50%)	<b>公共事業等債</b> (充当率90%、措置率45%)  <b>特別交付税</b> ※6 (措置率70%)

※1 盛土緊急対策事業は大規模盛土造成地以外の盛土が対象

※4 行為者等が確知できない場合を除く

※2 宅地耐震化推進事業は大規模盛土造成地が対象

※5 応急対策工事のうち適債性のあるものに限る

※3 盛土緊急対策事業のみ

※6 盛土の撤去工事のうち適債性のないものに限る

## 事業概要

主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

## 交付対象事業・基礎額

宅地の液状化を防止するために行われる事業に要する費用：国費率  $1/4$  ※

※熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地を復旧するため、地方公共団体が事業主体として行うものは  $1/2$

※地方公共団体が事業主体である優先すべき事前対策で、立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合は  $1/2$

## 要件

下記の各号に該当する地区で行われるものであること

- ① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

## 交付金事業者

地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

## 事業の特徴

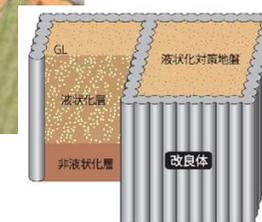
災害により現に被害を受けた造成宅地においても、上記の要件を満たす場合は、再度災害による被害拡大を防止するため、本事業を活用することができる。



地下水位低下工法

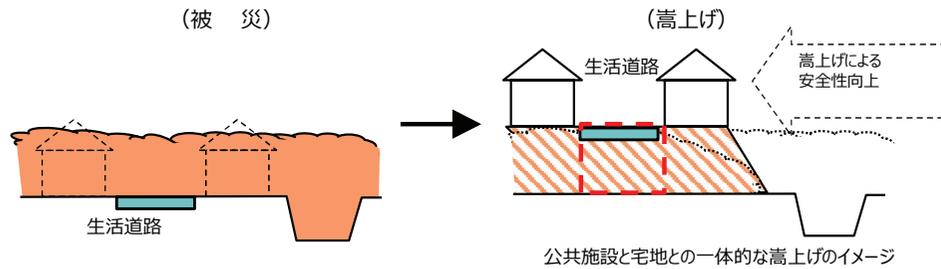
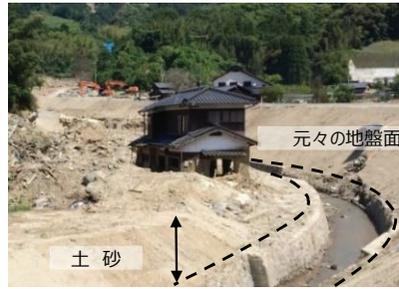


格子状地中壁工法



## ○ 宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）

大規模な土砂災害による被災地において、地域の安全性を確保するために、宅地と公共施設の一体的な嵩上げを行う事業に要する費用の一部を補助。



嵩上げによる地域の安全性確保

### 事業要件

- ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で土砂災害により宅地が被災し土砂が堆積した地区
- ② 地方公共団体が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区
- ③ 前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が5戸以上であるもの
- ④ 堆積した土砂を活用して宅地の嵩上げを行うもの
- ⑤ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二章又は第三章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

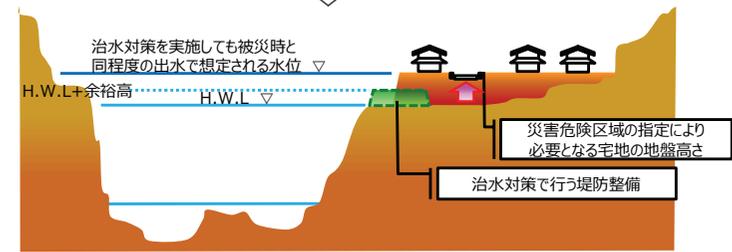
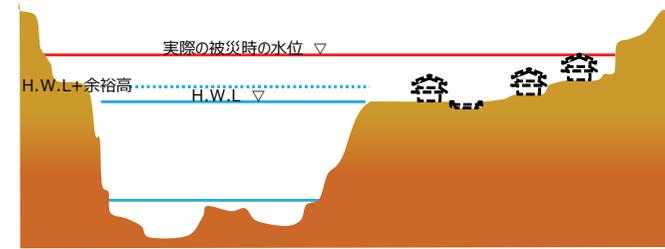
事業主体 地方公共団体

交付率 1/2

交付対象 宅地嵩上げ安全確保工事に要する設計費及び工事費

## ○ 宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを行う事業に要する費用の一部を補助。



嵩上げによる地域の安全性確保（イメージ）

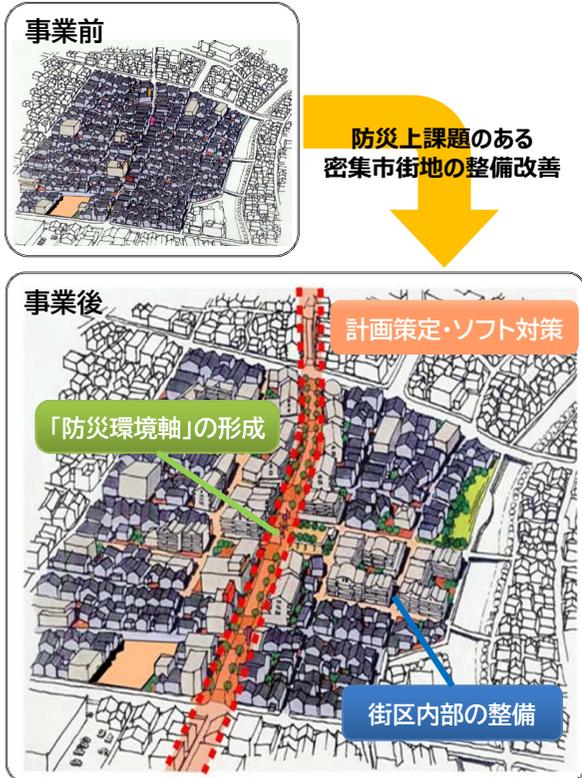
### 事業要件

- ① 激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても同規模の出水で浸水するおそれがある地区。
- ② 建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区。
- ③ 宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと。
- ④ 地方公共団体が作成する復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められ、嵩上げを行う家屋が5戸以上ある地区 等

事業主体 地方公共団体  
 交付率 1/2  
 交付対象 宅地嵩上げ安全確保工事に要する設計費及び工事費

補助と地方財政措置をあわせて97.5%が国の負担	
国負担1/2	地方公共団体負担1/2 災害復旧事業債適用 (充当率100%)
国の実質負担分 地方の実質負担分(2.5%)	
地方負担分のうち元利償還の95%を交付税措置	

密集市街地の着実な解消に向けて、未接道敷地、斜面地等で住宅の除却・更新が進まないなどの課題に対応して防災性の向上を図るため、建替え困難敷地での防火改修等や、重機の進入が困難な斜面地等での除却、地方公共団体と協定を結んだ民間事業者による広場整備への支援を強化する。



ソフト対策  
計画策定

街区内部の整備

「防災環境軸」の形成

**調査・計画策定**  
事業化コーディネート・協議会活動・地域防災力の向上に資するソフト対策支援等  
整備計画策定等事業  
(交付率：1/2、1/3等)

街区レベルの延焼防止／一次避難路の確保

**共同・協調化建替**  
個別建替（防災建替え・認定建替え）  
除却等、共同施設整備、空地整備等（交付率：1/3）

**老朽建築物、空き家等の除却**  
買取費、除却工事費、通損補償等  
(交付率：1/2、1/3、2/5)

**道路・公園等の整備**  
コミュニティ施設の整備  
(交付率：地方公共団体1/2  
民間事業者等1/3)

**耐震改修・防火改修等**  
改修、建替え、除却（交付率：11.5%等）

**拡充：斜面地等の除却**  
崖地や狭小敷地、無接道敷地等に立地（通常とは異なる工法により除却）する場合などの掛かり増し費用を補助対象に追加

**拡充：広場等の整備**  
地方公共団体と協定等を結んだ民間事業者等が広場、緑地、公園等の整備を行う場合に交付率を引上げ（1/3→1/2）

**拡充：防火改修・建替え**

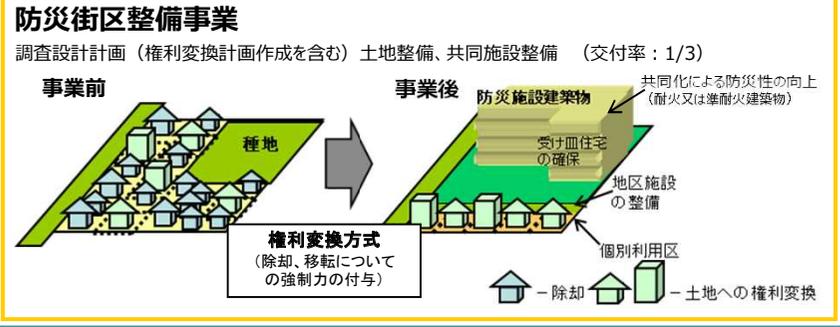
**耐震改修を伴わない防火改修等への支援を創設**

限度額（国＋地方）	設計・改修等を総合的に行う場合	左記以外
耐震改修等	100万円／戸	34,100円／㎡×23%
耐震改修＋防火改修等	150万円／戸	51,200円／㎡×23%
<b>防火改修等（新設）※</b>	<b>50万円／戸</b>	<b>17,100円／㎡×23%</b>

※地方公共団体が、①防火規制の上乗せ、②規制誘導手法等の活用又は③GISの活用を行う場合に限る。

市街地大火の延焼防止／広域避難の確保

**沿道建築物の不燃化**  
延焼遮断帯形成事業  
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等  
(交付率：1/3)



**従前居住者用受け皿住宅の整備**  
都市再生住宅等整備事業  
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等  
(交付率：1/3、1/2、2/3)

**道路・都市公園・河川等の整備** 関連公共施設整備（交付率：通常事業に準ずる）

- 【整備地区の要件】**
- 重点整備地区を一つ以上含む地区
  - 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
  - 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区
- 【重点整備地区の要件】**
- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
  - 地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
  - 住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

- 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合において、地方負担を軽減する特例制度。
- 災害の規模(「一般災害」又は「激甚災害」)に応じて、2段階で公営住宅の整備費用に係る補助率の引き上げ等を行うこととしている。

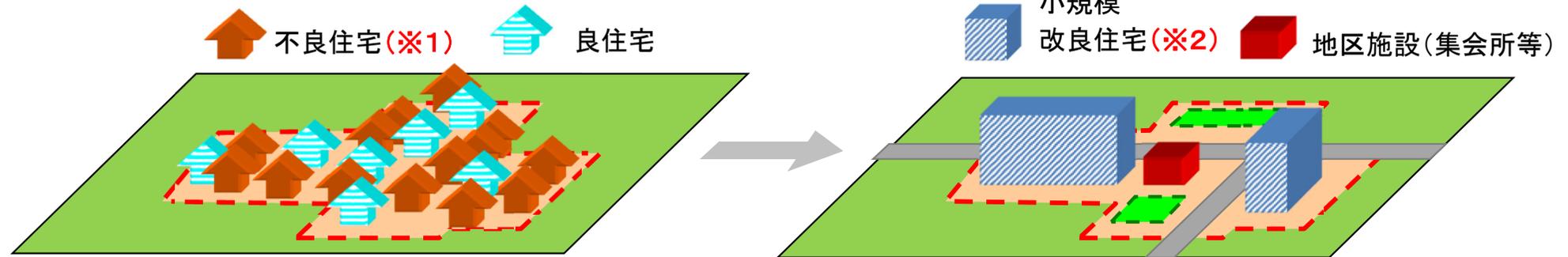
	公営住宅整備事業	災害公営住宅整備事業	
		一般災害	激甚災害
指定要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地全域で500戸以上が滅失</li> <li>・一市町村の区域内で、200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害指定要件                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等</li> </ul> </li> <li>②地域要件                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失している市町村</li> </ul> </li> </ul>
入居対象者	収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者	・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であって、収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者(※1)	・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者(※1)
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>①整備事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設/買取1/2    ・借上2/3 × 1/2</li> </ul> </li> <li>②家賃低廉化事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年間 * 1/2</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①整備事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設/買取2/3    ・借上 2/5</li> </ul> </li> <li>②家賃低廉化事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年間 * 2/3</li> </ul> </li> </ul> <p>* : 用地取得を伴わない場合は10年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①整備事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設/買取3/4    ・借上 2/5</li> </ul> </li> <li>②家賃低廉化事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年間 * 2/3 (当初5年間は3/4)</li> </ul> </li> </ul> <p>* : 用地取得を伴わない場合は10年間</p>

※1 災害公営住宅については、災害から3年が経過すれば、通常の公営住宅と同様に被災者以外の者を入居させることができる。

## 概要

大規模地震及び近年増加している豪雨災害等の被災地における復興まちづくりや、災害危険エリア等に含まれる地域において災害に強いまちづくりのニーズが高まっていることから、住み慣れたコミュニティを維持した地域再建や、不良住宅の除却、小規模改良住宅の整備、公共施設・地区施設整備に対して、社会資本整備総合交付金(基幹事業)により支援を行う。

**【対象地区】** 不良住宅戸数 15戸以上 (過疎激甚又は災害救助法適用後3年以内の地域は、不良住宅戸数5戸以上に緩和)  
 地区内の不良住宅率 50%以上



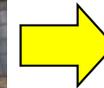
(※1)・・・災害により著しく損壊した住宅や、地方公共団体が移転勧告等を行った住宅も不良住宅とカウント

(※2)・・・住民のニーズに応じて小規模改良住宅整備を行わないことも可

## 【補助対象】

- |              |        |
|--------------|--------|
| ・不良住宅の買収・除却  | (補助率)  |
| ・小規模改良住宅整備   | (1/2)※ |
| ・小規模改良住宅用地取得 | (2/3)  |
| ・公共施設・地区施設整備 | (1/2)  |
| ・津波避難施設等整備   | (1/2)  |

※ 跡地を民間活用する場合は1/3



東日本大震災における活用(千葉県我孫子市布佐東部地区)※平成23年3月11日発災

地域の防災拠点となる建築物の整備促進及び大規模災害時の住まい確保に係る防災性向上を緊急的に図るため、大規模な建築物の耐震化、災害時に発生する避難者若しくは帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備及び発災時等の担い手確保などをワンパッケージで重点的に支援する。

**新規**

目的  
支援対象

補助対象等

補助率

事業期限

**① 建築物耐震対策  
緊急促進事業**

大規模な建築物等の耐震化及び避難路等の確保

耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等

**拡充・合意形成支援**

耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）、**合意形成**等に対する支援  
（耐震改修等と併せて庁省工改修等を含む）

民間事業者の場合  
国1/3、地方1/3  
地方公共団体の場合  
国1/3等

～令和7年度末



制振ダンパー等

**② 災害時拠点強靱化  
緊急促進事業**

地震時の帰宅困難者等への対応

地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援

民間事業者の場合  
国2/3、地方1/3  
地方公共団体の場合  
国1/2

～令和7年度末



防災備蓄倉庫等

**③ 一時避難場所整備  
緊急促進事業**

水害時の避難者への対応

地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の高上げ含む）、止水板等の整備に対する支援

民間事業者の場合  
国2/3、地方1/3  
地方公共団体の場合  
国1/2

～令和7年度末



電気設備の設置場所高上げ等

**④ 地域防災力向上  
支援モデル事業**

狭あい道路の解消に向けた取組の促進

重点的に整備すべき地域・路線を指定し、整備方針を策定するために要する調査検討及び地域との交渉・調整

整備方針の策定に係る実態把握調査や情報分析・検討等、具体の地域コミュニティとの交渉・調整に係る専門家やコンサル派遣費用に対する支援

定額  
※以下に該当する地方公共団体が対象  
・指定道路図及び指定道路調査を作成・公表していること。  
・地域の実情に応じて重点地域及び重点路線を指定し、整備方針を策定した上で、これらを公表すること。

～令和7年度末



狭あい道路の拡幅

**⑤ 暮らし維持のための  
安全・安心確保モデル事業**

発災時等の担い手確保及び初動対応の迅速化

【① 広域モデル策定型】事前検討、研修、訓練等  
【② 地域モデル実装型】①を踏まえたモデル住宅等の整備

【① 広域モデル策定型】体制構築等に係る事前検討、技能習得等のための研修、訓練等に対する支援  
【② 地域モデル実装型】①の成果を踏まえた木造応急仮設住宅（恒久）等のモデル的整備に対する支援

【① 広域モデル策定型】地域グループに対して 定額  
【② 地域モデル実装型】地域協議会に対して 国1/2

～令和9年度末



木造応急仮設住宅の早期供給に向けた訓練

※①～④の事業は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（令和3年度～）より移設

## ■ 持続的な経済成長の実現

## 制度の概要

広域ネットワークを形成する等の性質に鑑みた地域高規格道路の整備及び、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定する「重要物流道路」の整備について計画的かつ集中的に支援を実施。

## 補助対象

- 以下の3つの機能のいずれかを有する道路で自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、概ね60km/h以上の走行サービスを提供できる道路。
  - ① 連携機能 通勤圏域の拡大や都市と農山村地域との連携の強化等による地域集積圏の拡大を図る環状・放射道路
  - ② 交流機能 高規格幹線道路を補完し、物資の流通、人の交流の活発化を促し地域集積圏間の交流を図る道路
  - ③ 連結機能 空港・港湾等の広域交通拠点や地域開発拠点等と都市を連絡する道路
- 国土交通大臣が指定する「重要物流道路」

## 事業要件

- 地域間の交流・連携を促進するために行われる地域高規格道路の整備。
- 国土交通大臣が指定する「重要物流道路」の整備に関するもの。

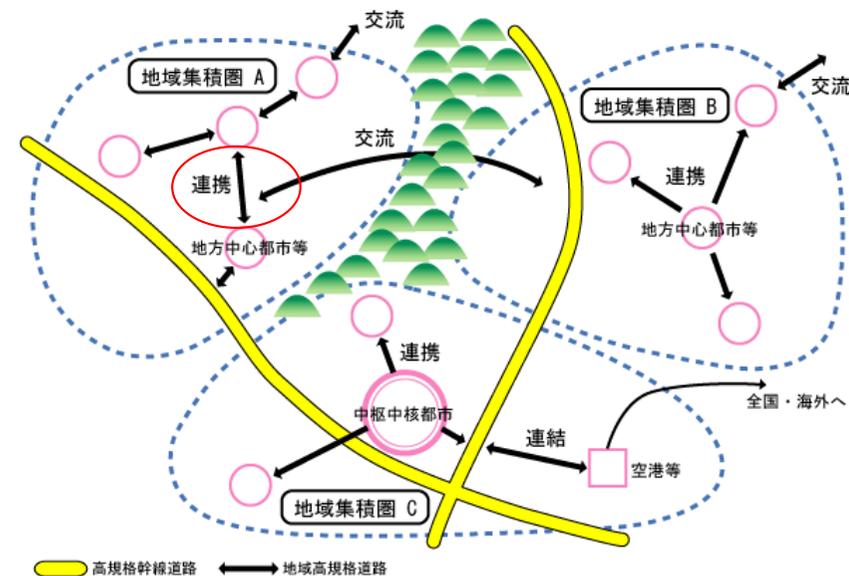
## 補助率

### ■ 現行法令に規定する補助率

- 補助国道、都道府県道又は市町村道の改築・・・1 / 2
- 基幹道指定による嵩上げを行った場合・・・5.5 / 10  
(これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)

## 事業のイメージ

地域高規格道路の機能イメージ



## 制度の概要

物流の効率化など生産性向上に資する空港・港湾等へのアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援を実施。

## 補助対象

- 交通拠点（空港・港湾・駅）と人口集積地、物流機能の拠点や基幹道路 I C（高規格幹線道路・地域高規格道路）を連絡するアクセス道路

## 事業要件

利用量・取扱量（物流等）の増加が図られるなどの機能強化を行っている交通拠点へのアクセス道路。

（対象とする交通拠点の施設）

【空港】：ジェット化空港（滑走路延長2,000m以上）又はジェット機が就航している空港（ヘリポート除く）

【港湾】：国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾

【駅】：貨物コンテナ取扱駅

## 補助率

### ■現行法令に規定する補助率

- 補助国道、都道府県道又は市町村道の改築・・・1/2
- 基幹道指定による嵩上げを行った場合・・・5.5/10  
（これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能）

## 事業のイメージ



# 街路(ICアクセス道路)補助制度の概要

## 制度の概要

高規格幹線道路等の整備と併せて行われる、地方公共団体におけるICアクセス道路の整備に対し、個別補助制度により計画的かつ集中的に支援を実施。

## 補助対象

- ・ 地域高規格道路のIC (H28～)
  - ・ スマートIC (H29～)
  - ・ 高規格幹線道路のIC (H30～)
- } へのアクセス道路

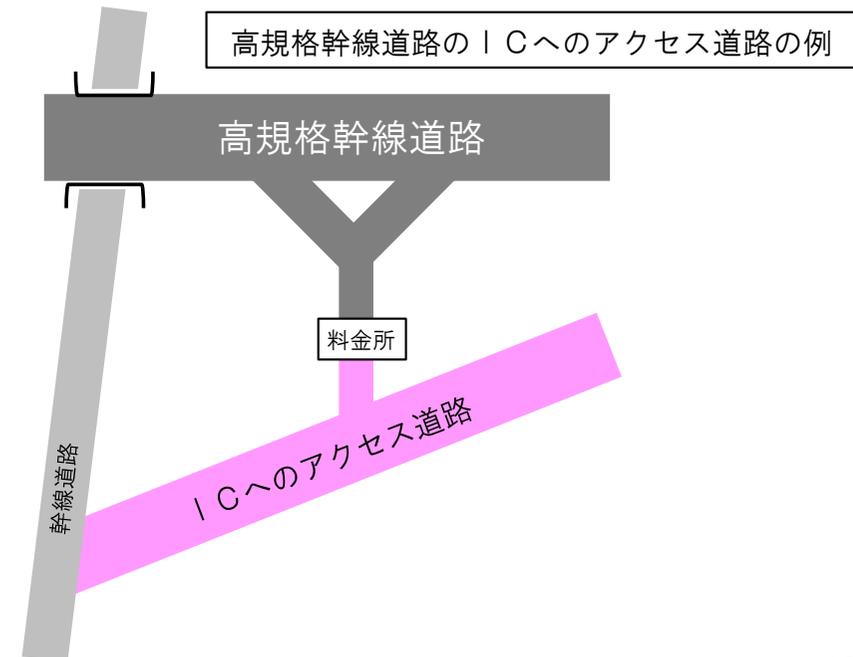
## 事業要件

- ・ 高規格幹線道路、地域高規格道路、スマートICの整備と併せて行うICへのアクセス道路(1次以内)
- ※高規格幹線道路のICへのアクセス道路については、ICから直近の幹線道路までの区間における事業であって、高規格幹線道路の開通時期が公表されている場合又は開通時期が公表されていない場合であって高規格幹線道路と一体的に施工する若しくはアクセス道路において大規模構造物を施工するなど、高規格幹線道路と同時供用するために計画的な施工が必要と認められる場合に限る。  
(注)大規模構造物とは、橋梁又はトンネルをさす。

## 補助率

- 現行法令に規定する補助率
- ・ 補助国道、都道府県道又は市町村道の改築・・・1/2
  - ・ 基幹道指定による嵩上げを行った場合・・・5.5/10  
(これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)

## 事業のイメージ



# 街路(連続立体交差事業)補助制度の概要

## 制度の概要

道路と鉄道の交差部が連続する鉄道の一定区間を高架化又は地下化することで、交通の円滑化と分断された市街地の一体化による都市の活性化に資する事業について、計画的、集中的に支援を実施。

## 補助対象

地方自治体が事業主体となり、地方自治体と鉄道事業者の協定に基づき、鉄道を連続的に高架化もしくは地下化し、複数の踏切を一挙に除却する事業。

## 事業要件

- ・ 鉄道と幹線道路とが2ヶ所以上において交差し、かつ両端の幹線道路の間隔が350m以上のものであって、鉄道と道路の3ヶ所以上の立体交差と、2ヶ所以上の踏切除却を行うもの 等
- ・ 施行者要件：都道府県、政令市、県庁所在都市、人口20万人以上の都市及び特別区

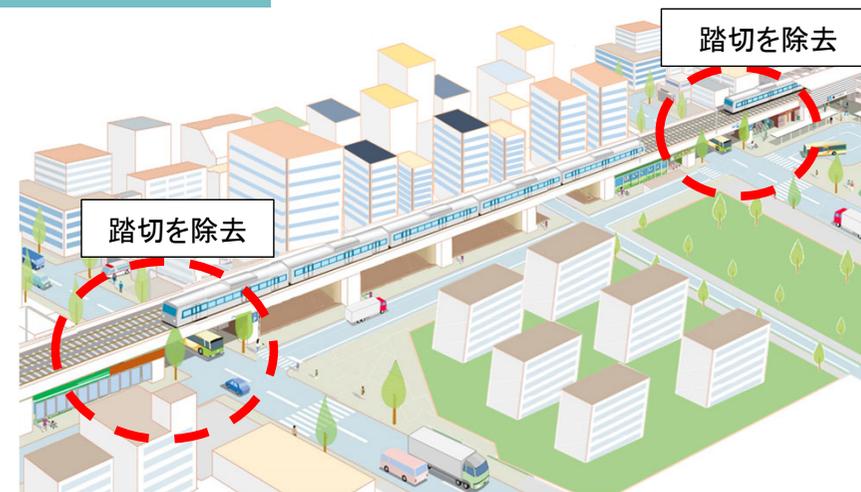
## 補助率

### ■ 現行法令に規定する補助率

- ・ 着工準備段階、本体工事 …… 1 / 2
- ・ 本体工事のうち基幹道指定による嵩上げを行った場合 …… 5.5 / 10

(これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)

## 事業のイメージ



(制度活用イメージ)



# 都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)

☐: 拡充

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40% (歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連、産業関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

## 対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業等

**【基幹事業】**  
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター等)、誘導施設相当施設(医療、社会福祉、教育文化施設等)、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、**暑熱対策事業**等

**【提案事業】**  
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。  
 ※地域生活拠点内、産業促進区域内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

### 【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

- 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域
  - (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
  - (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区(DID) ※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域(拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載)
  - (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
    - ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
    - ※2 直前の国勢調査に基づく(今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)
- なお、令和9年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。
- 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

### 【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

- 地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域
  - (1) 歴史的風致維持向上計画
  - (2) 観光圏整備実施計画
  - (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等

### 【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

- 地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域(基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)
  - (1) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針 において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
  - (2) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針 と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- ※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

### 【要件④：産業・物流機能の強化】

- 産業促進区域(市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域(市街化区域等外を含む))であり、以下のいずれかの区域【(1)、(2)ともに、複数の要件を満たす必要】
  - (1) 半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関する区域。(国策的プロジェクトは内閣府が選定)
  - (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域(団地面積が概ね10ha以上等の要件有り)
    - 【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】
    - 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
    - 「経済安全保障推進法施行令に基づき特定重要物資」を取扱う企業
    - 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業

# グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラ※の整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

## 施策の概要

- ◆事業目的
- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
  - ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

## ◆事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた**目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定**

■ 目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標 (例)	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

## グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援

■ 支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑥のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
- ♠ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）**
- ♠ **都市公園・緑地等事業：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）**

ハード	ソフト
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公園緑地の整備</li> <li>② 公共公益施設の緑化</li> <li>③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る※1）</li> <li>④ 市民農園の整備</li> <li>⑤ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※2に限る）【R3拡充】</li> <li>⑥ 緑化施設の整備（①～⑤の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ グリーンインフラに関する計画策定</li> <li>⑧ 整備効果の検証</li> </ul>

⑨ 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等※3 【R6拡充】

※1 脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものも対象とする。【R4拡充】  
 ※2 防災・減災推進型：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定）  
 ※3 認定された事業のうち、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるもののみを対象とする。

## ◆事業実施イメージ

- 複数の地域課題（例）
- 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】
  - 課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】
  - 課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】  
 ✓ 働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ

- 民間建築物の緑化
- 緑化施設（ミスト）の整備
- 公共公益施設（街路空間）の緑化

雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備

雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備

雨水貯留浸透施設のマキズム

- 自然環境が持つ多様な機能を発揮
- + 雨水の一時的な流出抑制
- + 蒸発散による路面温度上昇抑制
- + 緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成

局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備

雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

# 都市公園事業（CO<sub>2</sub>吸収源となる都市公園）

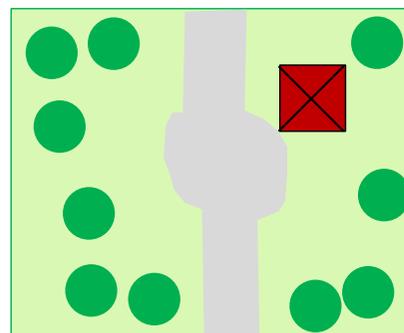
- 都市の緑は、樹木等の生長に伴うCO<sub>2</sub>吸収の効果や、ヒートアイランド現象の緩和により、空調のエネルギー負荷を低減させるCO<sub>2</sub>排出抑制の効果を持つ。
- そのため、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素先行地域等において、CO<sub>2</sub>吸収・排出抑制に資する樹木主体の公園整備を推進する。

## 事業内容

### ●CO<sub>2</sub>吸収源等となる都市公園整備の推進

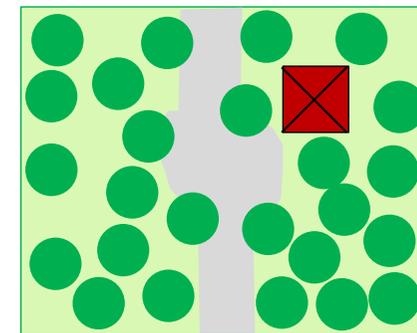
	通常の都市公園事業	都市公園事業 (CO <sub>2</sub> 吸収源等となる都市公園)
対象地域要件	—	脱炭素先行地域、緑化地域、緑化重点地区内
都市公園等整備水準要件	<p>都計区域内の住民一人当たり公園・緑地面積&lt;10㎡ 又は DID地区内の住民一人当たり公園・緑地面積&lt;5㎡</p> <p><b>現行水準要件</b></p>	<p>現行水準要件 又は 対象地域内の住民一人当たり公園・緑地面積&lt;5㎡</p>
規模要件	原則2ha以上	1箇所500㎡以上かつ5箇所以上
緑化規定	—	緑化率8割以上で樹木がその過半を占める
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備</li> <li>用地取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備（既設の場合は緑化規定を満たすためのものに限る）</li> <li>用地取得</li> </ul>

## 樹木主体の公園のイメージ



0.05ha  
(500㎡)

平均的な都市公園  
[樹木が約10本]



樹木主体の都市公園  
[緑化率8割の過半（敷地全体の4割以上）が樹木（約25本）]



# 都市公園事業（ネイチャーポジティブ公園）

- 2030年までに生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、生物の絶滅リスクが高く生物多様性が消失しやすい都市部において、生物の生息・生育空間の創出を通じた生物多様性の確保に資する公園整備を推進する。

## 事業内容

<b>交付金種別</b>	社会資本整備総合交付金		
<b>地域要件</b>	緑の基本計画や生物多様性地域戦略等において、生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園かつ、生物多様性の確保に関する具体的な目標が掲げられた都市公園		
<b>都市公園等整備水準要件</b>	なし	<b>事業費要件</b>	なし
<b>面積要件</b>	0.25ha以上 ただし、1箇所当たりの面積が0.05ha以上である複数の都市公園で本事業を実施し、当該都市公園の合計面積が0.25ha以上となる場合も対象とする。		
<b>対象事業</b>	<p>【施設整備】 都市公園法施行令第31条に規定する公園施設のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設（植栽※等）、教養施設（自然生態園、動植物の保護増殖施設等）及びこれらと一体的に整備することで生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設（休憩施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設）</p> <p>※ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたものに限り支援対象とする。</p> <p><b>&lt;R7拡充&gt; 対象事業に「生物多様性増進活動促進法による認定を受けた計画に基づく植栽」を追加 <b>拡充</b></b></p> <p>【用地取得】 上記の施設整備を実施するために必要な都市公園の用地の取得</p>		
<b>国費率</b>	施設整備：1 / 2    用地取得：1 / 3		

対象事業のイメージ



# 古都保存・緑地保全等事業

古都保存法に基づく古都における歴史的風土の保存及び都市緑地法等に基づく都市における緑地の保全を図るために建築行為等を規制しており、代償的措置として土地の買入れ等に対応。

	古都保存		緑地保全		
	歴史的風土保存区域		近郊緑地保全区域		特別緑地保全地区
	歴史的風土特別保存地区		近郊緑地特別保全地区		
根拠法	・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法		・首都圏近郊緑地保全法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律		・都市緑地法
指定目的	古都*における歴史的風土の保存。 *京都市、奈良市、鎌倉市、橿原市、桜井市、天理市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市の10市町村		首都圏・近畿圏における無秩序な市街化の防止等のため、広域的かつ長期的見地から指定。	近郊緑地保全区域の中で、緑地保全のために特に重要な地区について都市計画に定める。	無秩序な市街化の防止等に必要な緑地等について都市計画に定める。
指定主体	国土交通大臣	県・政令市	国土交通大臣	都府県	市町村（2以上の市町村の区域にわたり10ha以上は都道府県等）
行為制限等	・建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制による規制。	・建築物の建築、宅地の造成等について許可制による規制。	・建築物の建築等について、知事等への届出。助言・勧告。	・建築物の建築等について、知事等の許可 ・不許可の場合、土地の買入れを申し出ることが可能。	
社総交 国費率	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の買入れ（7/10）※ ※明日香村第二種歴史的風土保存地区（1/2）</li> <li>・損失補償（7/10）</li> <li>・施設の整備（1/2）</li> <li>・景観阻害物件の除却（1/2）</li> <li>・機能維持増進事業（1/2）※ ※令和6年度追加</li> </ul>	保全利用施設の整備（1/2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の買入れ（5.5/10）</li> <li>・保全利用施設の整備（1/2）</li> <li>・機能維持増進事業（1/2）※令和6年度追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の買入れ（1/3）</li> <li>・保全利用施設の整備（1/2）</li> <li>・機能維持増進事業（1/2）※ ※令和6年度追加</li> </ul>
指定実績	33地区、22,487ha （R5.3.31時点）	65地区、8,832ha （R5.3.31時点）	25地区、97,330ha （R5.3.31現在）	30地区、3,754ha （R5.3.31現在）	653地区、2939ha （R5.3.31現在）



嵯峨野歴史的風土特別保存地区（京都市）



清水歴史的風土特別保存地区（京都市）



円海山近郊緑地特別保全地区（神奈川県横浜市）



鈴木町一丁目特別緑地保全地区（東京都小平市）

住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅・建築物の省エネ改修を加速するため、省エネ改修等に係る支援を行う。

## 住宅

### 省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/2

### 省エネ設計・省エネ改修(建替えを含む)

#### ■ 交付対象

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額

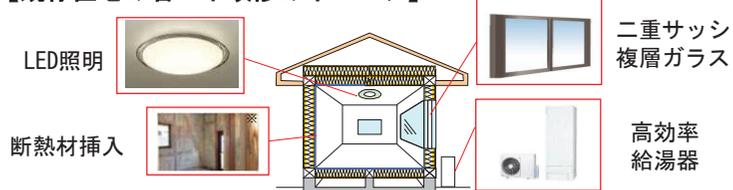
- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
- ※ ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。

#### ■ 交付額 (国と地方が補助する場合)

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援

省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
300,000円/戸 交付対象費用の4割を限度	700,000円/戸 交付対象費用の8割を限度

#### 【既存住宅の省エネ改修のイメージ】



※耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

## 建築物

### 省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/3

### 省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/3

### 省エネ改修(建替えを含む)

#### ■ 対象となる工事

- 開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事
- ※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。
- ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)
- ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベルへの改修のみ対象。

#### ■ 交付率

民間実施：国と地方の合計で23%  
公共実施：国11.5%

#### ■ 補助限度額(国と地方が交付率23%で補助する場合)

省エネ基準適合レベル	ZEBレベル
5,600円/㎡	9,600円/㎡

■ 個性をいかした地域づくりと  
分散型国づくり

# 都市構造再編集中支援事業

☐: 拡充

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等  
 国費率：1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の国費率：1/2

## 対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>  
 ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。  
 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】  
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※、**広域連携誘導施設**（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもんなかまちづくり事業、**暑熱対策事業**等

【提案事業】  
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】  
 住居移転支援、元地の適正管理等

<民間事業者等>、<都道府県等（複数市町村が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限る。）>  
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備  
 - 民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。  
 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。  
 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

## 施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」  
 ※大規模災害復興法に規定する特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成し、かつ、立地適正化計画を有さない市町村において①復興計画等に都市機能や居住の立地・誘導に関する方針を記載、②一定の期間内に立地適正化計画の作成に着手・完成することが確実であり、当該区域として定めることが確実である区域を含む。  
 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」  
 ※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。  
 ○その他、以下の地区においても実施可能  
 ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等  
 ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業  
 ・市街化区域等の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備  
 ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業  
 ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。



# 都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)

□: 拡充

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40% (歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

## 対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業等

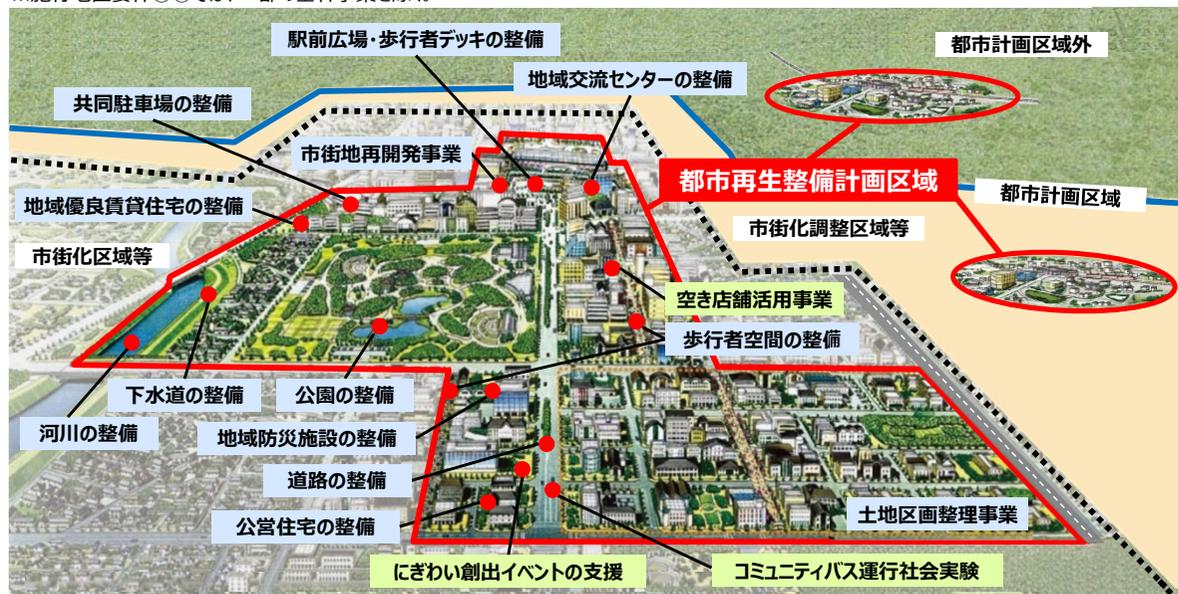
### 【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター等)、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、**暑熱対策事業**等

### 【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

※施行地区要件②③では、一部の基幹事業を除く。



## 施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

### 【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】

- 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)
  - ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域
  - ・災害リスクの高い地域を含まない区域
  - ・以下のいずれかの区域
    - (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
    - (2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

ーなお、令和9年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

ー立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

### 【要件②：市街化調整区域・非線引き白地地域における防災拠点の形成】

- 地方公共団体において、以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)
  - ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※2
  - ・人口減少率が原則20%未満の市町村
  - ・市町村マスタープランに地域の拠点として位置付けられた区域
  - ・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域
  - ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示し、かつ、当該事項と齟齬のない区域
  - ・災害リスクの高い地域を含まない区域

### 【要件③：都市計画区域外における防災拠点の形成】

- 地方公共団体において、以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)
  - ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域
  - ・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域
  - ・災害リスクの高い地域を含まない区域

※2 令和7年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

**事業主体等** ※交付金：社会資本整備総合交付金 補助金：都市再生推進事業費補助  
**【交付金※】** 市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1 / 2  
**【補助金※】** 都道府県、民間事業者等 国費率：1 / 2

**施行地区** ※滞在快適性等向上区域外において、滞在快適性等向上区域を支える周辺環境の整備（フリッジ駐車場、外周道路等の整備）を行う地区

- ① 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、
- ② 都市再生特別措置法に基づく**滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区※を含む）

**【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】**  
 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域  
 (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域  
 (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。拠点となる施設の設定方針を都市再生整備計画に記載）  
 (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域  
 ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。  
 ※2 直前の国勢調査に基づく（直近の国勢調査の結果に基づき今後DIDとなる見込みの区域を含む）  
 ○立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画による持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

**【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】**  
 ○地方公共団体において、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域

**【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】**  
 ○立地適正化計画等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点（都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）  
 ○基幹市町村※と連携市町村※が共同で作成する広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた連携市町村の地域生活拠点（基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）  
 ※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

## 対象事業

**【基幹事業】** 道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、**暑熱対策事業**、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※等  
※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル活用、子ども・子育て支援等の国が定める「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

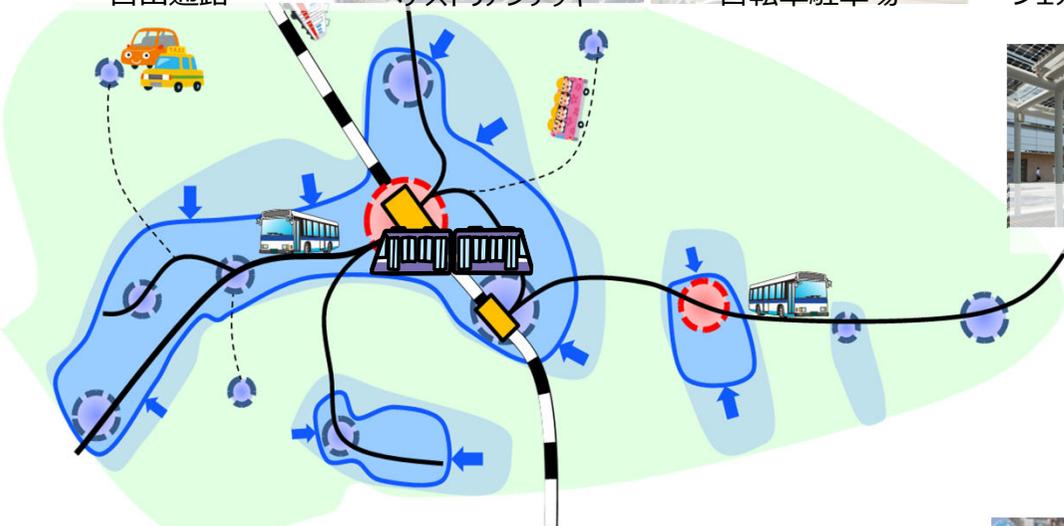
**【提案事業】** 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（提案に基づくソフト事業・ハード事業）



- **歩きたくなる空間の創出 Walkable**
  - 街路空間の再構築
  - 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
  - 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
  - 滞在快適性等向上区域を支える周辺環境の整備（フリッジ駐車場、外周道路等の整備）
- **歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level**
  - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
  - 1階部分のガラス張り化等の修景整備
- **多様な主体による多様な利活用 Diversity**
  - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利用できるコミュニティハブや公開空地として開放
  - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
  - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報発信システムの整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上 Open**
  - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
  - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

- 補助対象者※1：地方公共団体、法定協議会※2、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体
  - ※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む）も事業実施可能
  - ※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
- 補助率：1/3、**1/2**（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置付けられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業、**バリアフリー基本構想の重点整備地区で行われるバリアフリー交通施設の整備**）**拡充**
- 整備地区要件：①地区交通戦略を策定している区域で以下のいずれかに該当する地区（ただし、令和8年度までに着手する事業は、①を必須としない）
  - ②立地適正化計画を策定している区域、③都市計画区域外の地域生活拠点（都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分の範囲）かつ一定の要件を満たす区域
  - ④基幹市町村における都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを含む区域、⑤都市・地域総合交通戦略を策定している（確実に策定する）区域





路面電車・バス・鉄道等の公共交通の施設※3



自由通路



ペDESTリアンデッキ



自転車駐車場



シェアモビリティ設備



駐車場(P&R等)



駅舎の地域拠点施設への改修・減築



公共交通施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等



交通結節点整備



交通まちづくり活動の推進



モビリティハブ整備



バリアフリー交通施設



荷物き駐車場



地区交通戦略に基づく街路空間再構築・利活用



スマートシティの推進



情報化基盤施設※4の整備



デジタルの活用に係る社会実験

※3 インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援可能

※4 情報化基盤施設：センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先進的な技術を活用した施設、サービス提供のための設備の導入、情報の収集・発信等のための基盤整備等

# 集約都市形成支援事業

- 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する地方公共団体に対して、重点的な支援を実施。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施。

## ●計画策定の支援

内容：立地適正化計画(防災指針含む)、広域的な立地適正化方針、低炭素まちづくり計画、PRE活用計画の策定

対象：地方公共団体等

補助率：1/2、1/3

- ・人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市が単独で計画策定する場合は定額補助（上限550万円）
- ・複数市町村が共同して立地適正化計画や広域的な立地適正化の方針を策定する場合において、定額補助(上限550万円) 対象とする自治体を含む場合、自治体数により定額補助、超えた分を更に1/2。
- ・人口10万人以上の地方公共団体の補助率は1/3  
(都市計画法に規定する都市計画の見直し提案と立地適正化計画の作成を一体的に実施する場合は1/2) ※令和10年度分の補助金から適用

## ●コーディネート支援

内容：まちづくりに関する専門家の活用等

対象：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2、1/3

## ●居住機能の移転に向けた調査支援

内容：誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進調査等

対象：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2（上限500万円/年）

## ●建築物跡地等の適正管理支援

内容：建築物跡地等の管理支援

対象：地方公共団体と民間事業者等

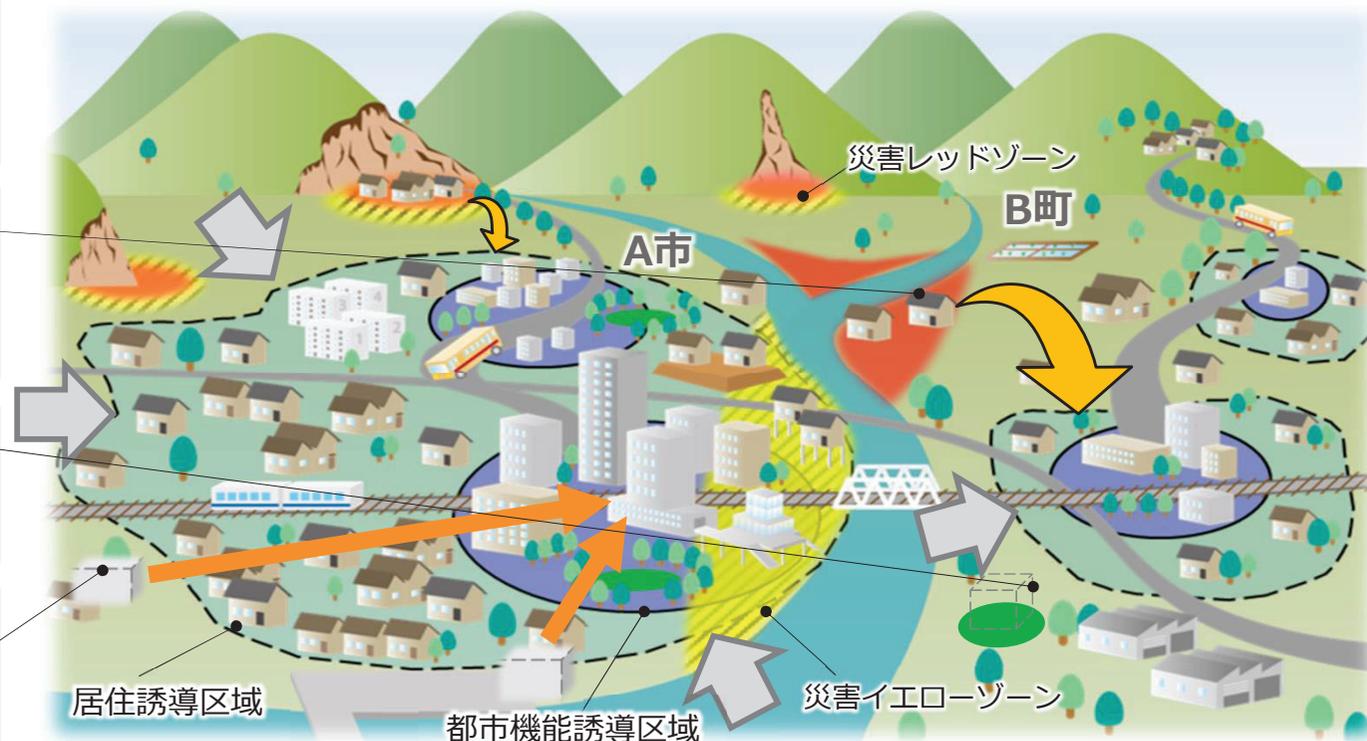
補助率：1/2、1/3

## ●誘導施設等の移転促進支援

内容：誘導施設等の除却処分等

対象：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2、1/3



# 都市再生推進事業（都市空間情報デジタル基盤構築支援事業）

3D都市モデルの整備目標として令和9年度末までに全市町村の約3割である500都市（令和6年度末時点で約250都市）を掲げており、**3D都市モデルの整備・活用等の更なる加速化に向け**、地方公共団体及び民間事業者等への支援の強化を目的に、**地方公共団体への支援を拡充しつつ、民間事業者等への支援を新設**する。

引き続き、3D都市モデルを活用したシミュレーションやコミュニケーション、交通やエネルギーなど地域におけるまちづくりのデジタル化・DXへの社会実装に向けた取組を促進する。

## 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

**3D都市モデルの多様な社会実装への支援により、都市生活のWell-Beingを実現する**

### 補助タイプ・補助率

#### 【地方公共団体向け】（R7拡充）

※ 広域連合や一部事務組合等も対象に追加

##### ■ 通常タイプ

定率 1/2

##### ■ 早期実装タイプ

定率 10/10（上限1,000万円）

##### ■ 間接補助（R7新規創設）

定率 1/2（地方公共団体の補助額） 又は  
定率 1/3（全体事業費）のいずれか低い額

#### 【民間事業者等向け】（R7新規創設）

■ 通常タイプ 定率1/2（上限5,000万円）

### 補助対象事業

- 3D都市モデルの整備に関する事業
- 3D都市モデルの活用に関する事業
- 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

### 地方自治体への補助



- 商業施設等の誘致や環境整備を促進する区域設定を行った結果、人口増減がどうなるのかをシミュレーションで可視化（イメージ）



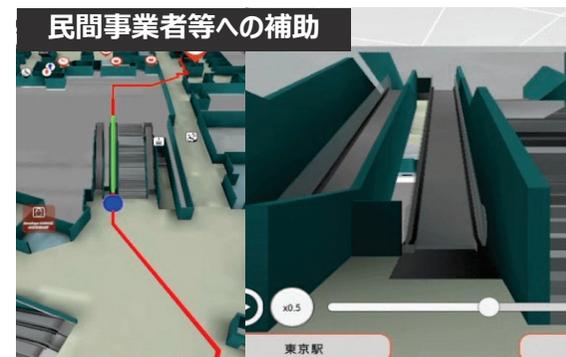
- 3D都市モデルをゲームデータに変換し、学生がまちづくりを検討するアイデアコンペを実施（イメージ）

### 一部事務組合等への補助



- 3D都市モデル津波などのハザード情報を重ねて可視化することで住民の防災意識の啓発や避難行動の変容を促進（イメージ）

### 民間事業者等への補助



- 3D都市モデルを活用した民間サービスやソリューションを社会実装(アプリ開発等)を促進（イメージ）

# 官民連携まちなか再生推進事業

○ 官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

## 未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援

### エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定



官民の多様な人材が共有するビジョン

⑤交流拠点等整備

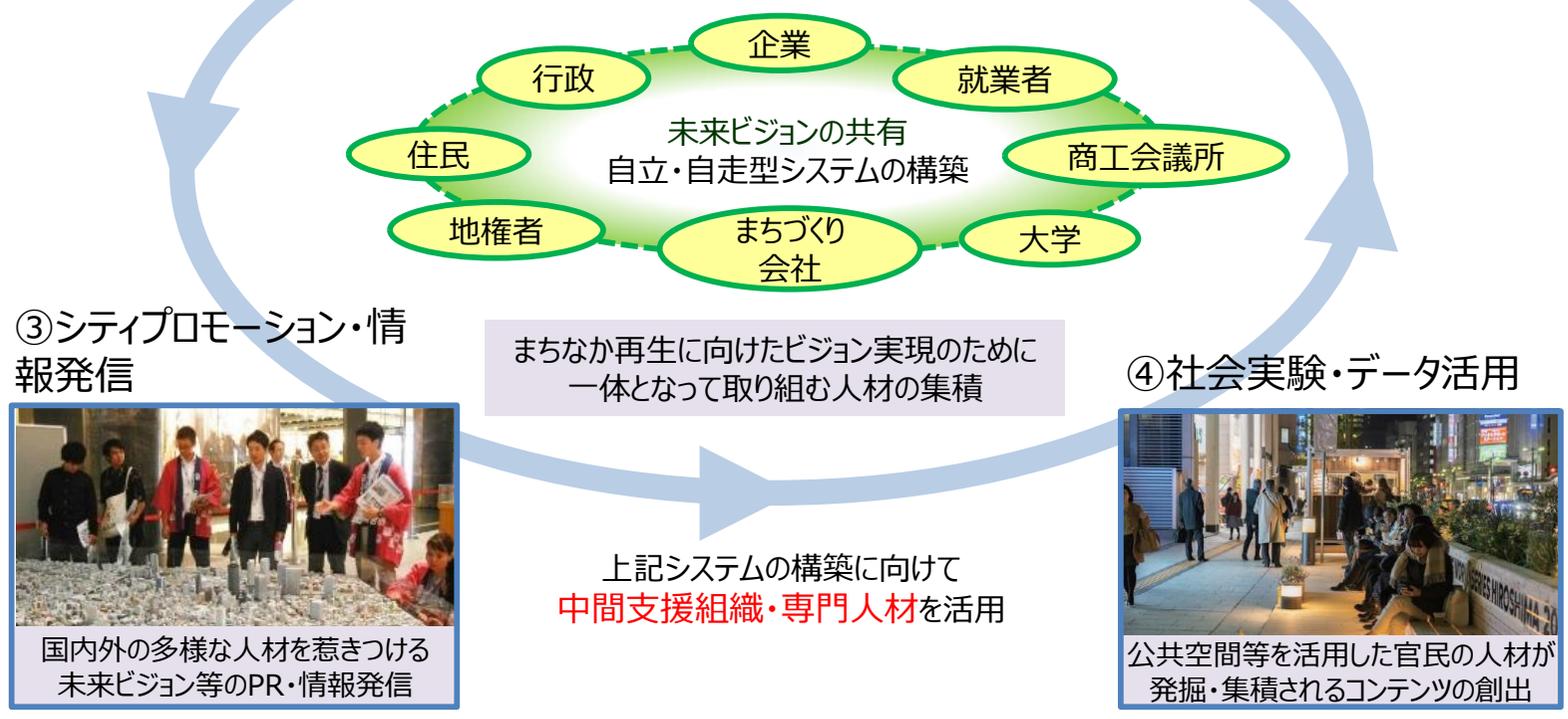


人材の集積・ネットワークの構築

### 普及啓発事業



先進的なまちづくりノウハウの水平展開



- <補助対象事業>
- エリアプラットフォーム活動支援事業
    - ① エリアプラットフォームの構築
    - ② 未来ビジョン等の策定
    - ③ シティプロモーション・情報発信
    - ④ 社会実験・データ活用
    - ⑤ 交流拠点等整備
    - ⑥ 国際競争力強化拠点形成
    - ⑦ 地方都市イノベーション拠点形成
  - 普及啓発事業
- <補助対象事業者>
- エリアプラットフォーム活動支援事業  
エリアプラットフォーム
  - 普及啓発事業  
都市再生推進法人、民間事業者等
- <補助率>
- ・ 定額、1/2、1/3

# 官民連携まちなか再生推進事業の補助対象事業

項目	内容	対象区域	補助対象事業者			補助率
			エリアプラットフォーム	都市再生推進法人	民間事業者	
①プラットフォーム構築	未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用	全国	○ <sup>※1</sup> ○ <sup>※2</sup>	-	-	新規：定額 <sup>※3</sup>
②未来ビジョン等の策定	未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用（データ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等）	全国	○	-	-	新規：定額 改定：1/2
③シティプロモーション・情報発信	まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用（web作成、セミナー開催、専門人材活用等）	全国	○	-	-	1/2 <sup>※4</sup>
④社会実験・データ活用	都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用（公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用）	全国	○	-	-	1/2 <sup>※4</sup>
⑤ 交流 拠点 等 整備	地域交流創造施設	滞在快適性等向上区域等 <sup>※5</sup>	○	-	-	1/3
	国際交流創造施設	・特定都市再生緊急整備地域 ・都市再生緊急整備地域 （中枢中核都市に限る）	○	-	-	1/3
⑥国際競争力強化拠点形成	「国際競争力強化拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i) 連携ビジョン等の策定 ii) シティプロモーション・情報発信 <sup>※4</sup> iii) 社会実験・データ活用 <sup>※4</sup> iv) 起業支援・人材育成 <sup>※4</sup> v) 他都市との連携に資するii) からiv) までの取組 <sup>※4</sup>	特定都市再生緊急整備地域	○	-	-	定額、1/2 <sup>※6</sup>
⑦地方都市イノベーション拠点形成	「地方都市イノベーション拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i) 連携ビジョン等の策定 ii) シティプロモーション・情報発信 <sup>※4</sup> iii) 社会実験・データ活用 <sup>※4</sup> iv) 起業支援・人材育成 <sup>※4</sup> v) 他都市との連携に資するii) からiv) までの取組 <sup>※4</sup>	全国 （東京都特別区、大阪市及び名古屋市の旧市街地を除く）	○	-	-	定額、1/2 <sup>※6</sup>
⑧普及啓発事業	まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費	全国	-	○	○	定額

※1： エリアプラットフォーム形成の準備段階においてのみ、地方公共団体を補助対象とする。  
 ※2： 法定協議会は、エリアプラットフォームの要件を満たすもののみ対象とする。  
 ※3： 新規に取り組む「プラットフォーム構築」と「未来ビジョン策定」については、合計年額1,000万円を上限とする。  
 ※4： 1事業あたり1年間に限る。  
 ※5： 低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定、低未利用土地利用促進協定の区域も対象とする。  
 ※6： 連携ビジョン及び連携ビジョンに基づく実施計画の策定のうち新規に取り組む事業については、合計年額1,000万円を上限とする。（最大2年間。ただし、令和5年度までに着手した事業に限り最大3年間とする。）

○安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図るため、都市公園(都市公園法第2条)、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園(カントリーパーク)の整備等を行う事業。

・ 補助率

用地	施設
1/3(1/2)	1/2

( )は沖縄および緩衝緑地

・ 主な事業要件

面積	事業費	公園・緑地の整備水準要件
2ha以上	市町村は2.5億円以上、都道府県は5億円以上	都市計画区域内住民一人当たり面積が10㎡未満 DID地域内住民一人当たり面積が5㎡未満

・ 補助対象となる公園施設は、下表の色塗りの施設の新設又は改築。

補助対象施設	分類	園路広場	修景施設	休憩施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
	公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等(古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 さく 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場(廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[ ]内は省令で定めている施設

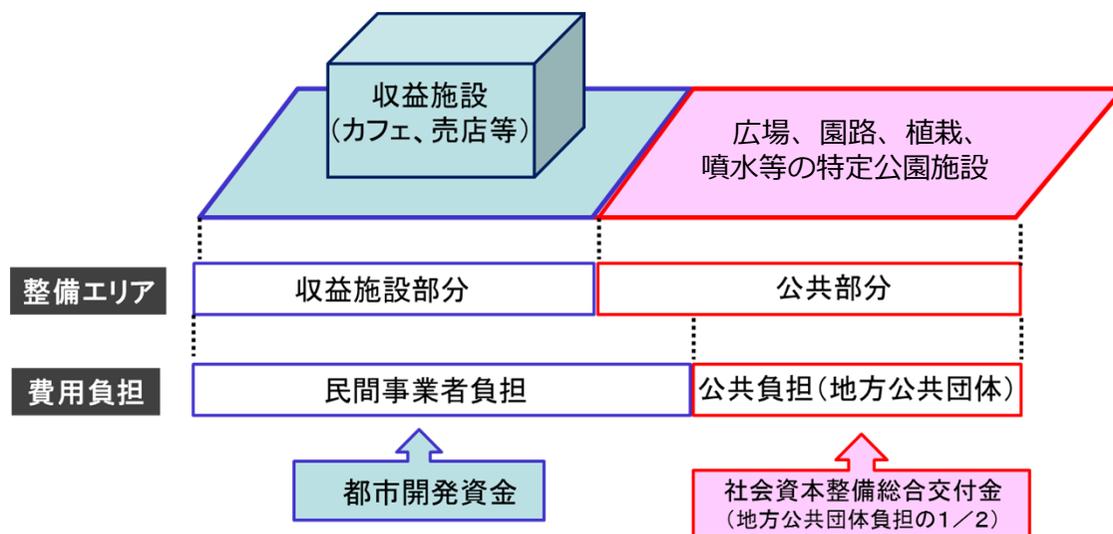
休憩施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めることができる。  
ただし、都市公園事業費補助の対象にはならない。

## 「官民連携型賑わい拠点創出事業」(社総交)

公募設置管理許可制度又は都市公園リニューアル協定制度に基づき選定された民間事業者が行う園路、広場等の特定公園施設の整備に要する費用のうち、地方公共団体が負担する金額の1/2を社会資本整備総合交付金により国が支援

交付対象	地方公共団体
面積要件	面積0.25ha以上の都市公園
国費対象基礎額	民間事業者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する額の1/2
事業費要件	公募の結果、公共部分整備費の積算額に対して、地方公共団体の負担金額が1割以上削減されること

## 事業スキーム



## 「賑わい増進事業資金」「都市環境維持・改善事業資金」(都市開発資金)の概要

事業を行う者に貸付を行う地方公共団体に対し、国が低利又は無利子で貸付け。

名称	賑わい増進事業資金	都市環境維持・改善事業資金
対象スキーム	公募設置管理許可制度 (Park-PFI)	都市公園リニューアル協定制度
貸付対象者	地方公共団体を通じて、公募設置等計画の認定を受けた者	地方公共団体を通じて、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人
貸付対象	公募設置等計画認定者が設置する公園施設の整備に要する費用(社会資本整備総合交付金や他の借入れ部分等を除く)	対象とする法人が設置する公園施設の整備に要する費用(社会資本整備総合交付金や他の借入れ部分等を除く)
貸付割合	公園施設整備費(公募対象公園施設+特定公園施設)の合計の1/2以内	公園施設整備費(滞在快適性等向上公園施設+特定公園施設)の合計の1/2以内
利子	有利子	無利子
償還期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>10年以内(4年以内の据え置き期間を含む)</li> <li>均等半年賦償還</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10年以内(4年以内の据え置き期間を含む)</li> <li>均等半年賦償還</li> </ul>

- 地方公共団体の都市公園について、公園全体での民間活用の拡大に向け、令和5年度から創設された官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を含め、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援。

## ■ 地方公共団体の公園整備の流れと支援制度の関係

調査  
・  
計画

基本構想・基本計画の検討

### 官民連携型公園計画策定調査

データ収集分析

マーケットサウンディング調査

PPP/PFI実施方針策定

事業者公募資料の検討

整備

### 公園整備

都市公園事業 等 (ハード支援)

維持  
管理

日常的な維持管理・運営

・  
運営

長寿命化計画に基づく施設の改修・更新

## 官民連携型公園計画策定調査 (令和5年度～)

**【予算】** 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金

**【目的】** 官民連携による公園の整備・管理運営の調査を支援し、都市公園における公共施設等運営事業など公園での多様なPPP/PFI活用モデルの案件形成を図る。

**【要件】** 官民連携による公園の整備・管理運営を推進するための調査を行うものであること。

**【対象】** 上記要件に該当する調査に要する費用  
 ・官民連携の事前調査としてのデータ収集分析  
 ・マーケットサウンディング調査  
 ・PPP/PFI事業の実施方針策定  
 ・事業者公募資料の検討 等

**【国費率】** 1 / 2

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」及び「こども未来戦略」に基づき、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化させるため、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出に資する都市公園の整備等を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設。

## こどもの遊び場となる都市公園整備等への支援

- こどもや子育て当事者からニーズの高い身近な遊び場となる都市公園の計画策定・整備を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設。 【都市公園・緑地等事業】

### <事業イメージ>

#### 計画策定（こどもの意見反映）

公園協議会やワークショップ等を活用した、こどもや子育て当事者の意見を踏まえた公園の整備計画の策定及び計画策定に必要なコーディネートを支援

#### 整備（遊び場の確保）

こどもの遊び場が不足するエリア等での公園整備を支援



大井坂下公園（品川区）

「公園づくりワークショップ」を通してこどもたちのアイデアを取り入れた公園整備

### <主な要件>

こども基本法に基づく「市町村こども計画」（策定が確実に見込まれる場合も含む）又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置づけている都市であることや、都市公園の利用圏域等を勘案し、こどもの遊び場が不足している地域における事業であること等を要件として、標準的な支援事業に比べ、各種要件の緩和や支援対象の拡充を実施

都市公園事業（標準的な支援事業）		こどもまんなか公園づくり支援事業
<b>整備水準要件</b>		
都市計画区域の住民一人当たり公園・緑地面積が10㎡未満 など	→	既設の公園における事業には適用しない <b>（要件緩和）</b>
<b>面積要件</b>		
原則として2ha以上	→	適用除外 <b>（要件緩和）</b>
<b>総事業費要件（市区町村事業の場合）</b>		
2.5億円以上	→	事業の合計国費が15百万円×計画年数以上 <b>（要件緩和）</b>
<b>対象事業</b>		
施設整備、用地取得	→	施設整備（運動施設は除く）、用地取得 計画策定 <b>（拡充）</b>

- 周辺の市街地整備と住まいに身近な遊び場となる都市公園整備の一体的な実施に対して支援。 【こどもまんなか公園づくり支援事業】

周辺の市街地整備と、住まいに身近な遊び場となる都市公園（上述の要件を満たすものに限る）の整備を一体的に実施する場合に限り、市街地整備と公共施設整備の一体的な実施のノウハウをもつ都市再生機構による事業実施に対する支援制度を創設する。

○公園利用者の安全・安心の確保等を目的として、緊急的に講ずるべき社会的課題である防犯性の向上や豪雨対策、耐震改修、バリアフリー化等に資する取組を事業計画に基づきパッケージで支援。

○総事業費要件 計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上  
 → 小規模な都市公園等においても、緊急的に講ずるべき社会的課題に機動的に対応

(※一般的な都市公園事業の場合の要件)

○市区町村事業の都市公園の整備においては、公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満 ○面積要件 原則として2 ha以上 等

## 令和10年度までの措置

### ○都市公園の防犯性の向上

#### 施設管理カメラの設置等



照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設は、施設管理カメラの整備と一体的に実施することで防犯性の向上が図られるものに限定

### ○都市公園の豪雨対策

#### 水害に対する脆弱性の解消



平成30年台風第7号による被害  
 法面崩壊対策等により、周辺市街地への被災を防止

平成29年台風第21号による被害  
 止水板設置や高上げ等により、公園施設の浸水被害を防止

### ○建物又は橋梁等の耐震改修



改修内容  
 ・天井材、吊り材等撤去  
 ・照明、バスケットゴール等落下防止

効果  
 ・子供たちの安全安心の確保  
 ・公園利用者の安全安心の確保

## 令和7年度までの措置

### ○公園施設のバリアフリー化

公園施設のバリアフリー化に向けたトイレや園路等の改築を支援



車いす利用者用の駐車場

バリアフリー対応のトイレ

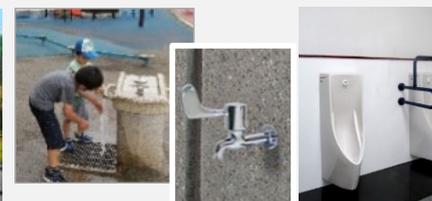
## 令和5年度までに事業計画に定めたものに限り支援

### ○都市公園における感染症対策

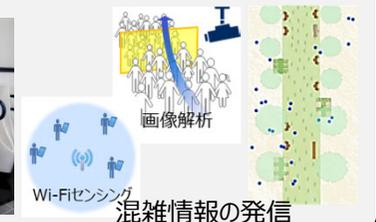
ソーシャルディスタンスを確保できる広場空間の整備（芝生広場、園路等）



手洗い場やトイレの衛生環境改善



デジタル技術による混雑把握



## 【公園施設長寿命化計画策定調査】

事後的な維持管理から、予防保全的な維持管理への転換を推進するため、公園施設の長寿命化計画（維持管理方針、改築方針など）の策定を支援（国費率:1/2）。

（令和7年度までの時限措置。ただし都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては、公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とする。）  
（公園施設の再編・集約化や新技術等の活用の検討を踏まえた費用の縮減に関する具体的な方針を計画に記載し、公表することを要件とする。）

## 【公園施設長寿命化対策支援事業】

都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減に資するよう、地方公共団体における公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を支援し、都市公園の戦略的な維持管理・更新の取組を推進。

### 交付対象事業の要件

#### ■ 対象事業要件

健全度調査等で改善が必要と判断されたもの（※健全度調査のC,D判定）で、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築

#### ■ 総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が15 百万円（都道府県事業は30 百万円）×計画年数以上であるもの

#### ■ 面積要件

原則として面積2ha 以上の都市公園における施設の改築が対象。都市公園事業における防災公園については、当該規模要件を適用。

ただし、遊戯施設については、これを適用しない。

#### ■ 国費率

2分の1

健全度調査における評価基準	
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に健全である</li> <li>・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している</li> <li>・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に劣化が進行している</li> <li>・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に顕著な劣化である</li> <li>・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの</li> </ul>

事業対象

防災・安全交付金の重点配分対象

対象事業の例



遊具



四阿



# 都市公園ストック再編事業

○都市公園を再編・集約化し、維持管理の効率化や、跡地への保育所設置など、地域ニーズに即した「バージョンアップ」を進める。

## 都市公園ストック再編事業の内容

ストック再編までの流れ



対象事業	都市公園の再編や集約化に必要な ・施設整備 ・用地取得 <b>+</b> ソフト面の支援 例：社会実験などのコーディネート
------	--

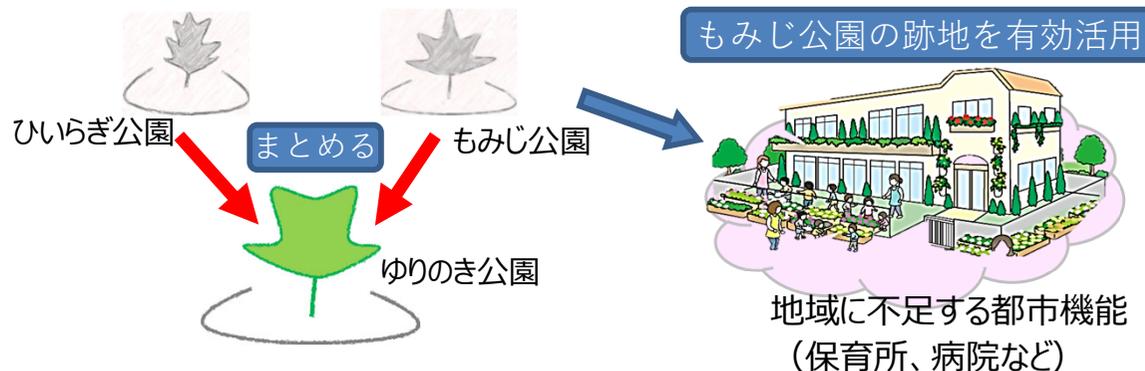
### ～主な事業要件～

- 立地適正化計画や緑の基本計画を作成している地方公共団体が対象。
- 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であること。

## 都市公園ストック再編のイメージ

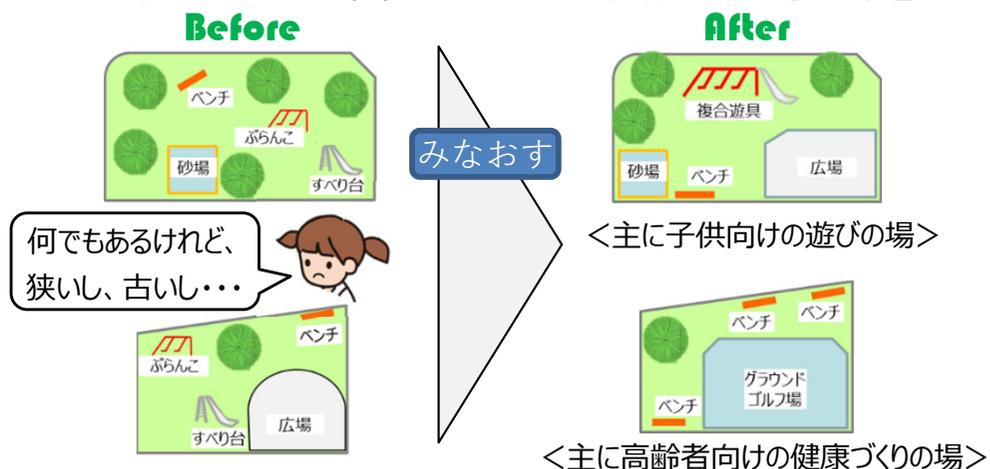
### 【配置の再編（集約化）】

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



### 【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の保全活用を図り、市民農園の整備を行う事業

【国費率：施設整備（園路、広場、植栽、休憩施設等）1/2、用地取得1/3】

## 事業要件

### ○ 交付対象事業

- ① 分区園を主体とする都市公園（市民農園）
- ② 一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園（農業体験公園）

### ○ 面積要件

原則として2,500㎡以上。ただし、

- ・ 都市緑地：概ね1,000㎡以上
- ・ 生産緑地を買取る場合（※）：500㎡以上 [ 生産緑地の下限面積が条例定められている場合 ]  
300㎡以上まで引き下げ

※以下に掲げる場合

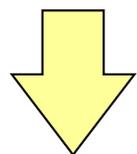
居住誘導区域外 ・ 居住誘導区域内かつ教育・防災上の位置づけ ・ 緑の基本計画上の位置づけ等



市民農園



農業体験公園



2017年度 都市緑地法改正（みどり法人の管理対象に農地が追加）

2018年度 都市農地貸借円滑化法成立（生産緑地を対象とした都市農地の貸借の円滑化）

**これらを踏まえ、令和2年度より、対象となる事業を拡充**

## R2拡充内容

○ 地方公共団体及びみどり法人※が都市農地貸借円滑化法等により生産緑地を借り開設する市民農園（開設期間が10年以上にわたって継続されるもの）等を交付対象事業に追加

※ 都市緑地法に基づき市町村が指定する法人。交付対象は地方公共団体で、みどり法人には地方公共団体から間接補助

## 制度の概要

○市民緑地契約、特別緑地保全地区等の土地に係る管理協定、市民緑地設置管理計画等に基づき行う施設整備で、10年以上の期間に渡って公開が継続するものについて支援

### 【対象都市】

緑の基本計画又は景観計画が策定済み若しくは策定中で、かつ以下の1)～4)のいずれかの都市

- 1) 特別緑地保全地区の指定等により緑の保全・創出を積極的に行っている都市
- 2) 居住誘導区域等を指定した都市
- 3) 人口10万人以上の都市
- 4) 三大都市圏の政策区域(首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯等)に含まれる都市

### 【対象事業】

- ① 地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が市民緑地契約に基づき行う施設整備
- ② 地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が管理協定に基づき行う施設整備
- ③ 緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人が市町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき行う施設整備等

### 【面積要件】

原則2ha以上(周辺の都市公園と一体となって2ha以上となるものを含む。)であること。ただし、以下の場合を除く。

- 1) 地域防災計画において避難地として位置付けられるなど、防災上の位置付けがあるものについては1ha以上(重点都市における事業は、0.25ha以上)
- 2) 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域におけるものは、0.05ha以上
- 3) 緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域におけるものについては、0.05ha以上

### 【交付対象施設】

園路・広場、修景施設、休憩所、門、さく、照明施設 等

### 【総事業費】

緑地の開設に必要な全体事業費が2億円以上(用地取得を行う場合の想定事業費及び緑地保全・緑化推進法人による施設整備費を見込むことができる) ※対象都市1)及び2)を除く

### 【国費率】

地方公共団体: 1/2(直接補助)、  
緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人: 1/3(間接補助)



認定市民緑地の整備イメージ

# 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業

- 地方公共団体が行う都市公園の整備に当たり、ユニバーサルデザイン化やDXなど国として推進すべき施策への対応を目的としたもののうち、他の公園の参考となる優良な取組を行うものを募集・選定し、予算支援の重点化を通じて、その取組を実現するとともに、取組事例を周知・共有し、他の公園での実践を促すことで施策効果の底上げを図る。

## 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業

- ・ 国として推進すべき施策への対応として、ハード・ソフト上の取組等において満たすべき一定の要件を示した上で、モデル的な取組を行う公園を募集・選定し、個別補助金を用いて集中的な支援を実施。
- ・ 多様な主体の連携による社会課題への対応を促進するため、柔軟で質の高い管理運営に資する取組も支援（令和5年度～）。
- ・ 対象施策については、社会経済情勢を踏まえた設定・見直しを行っていくこととするが、令和5年度は以下を対象にする。

### ユニバーサルデザイン化(R7採択まで)

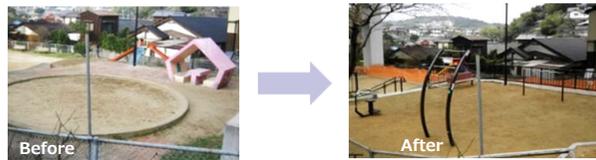
子育て世代や障がい者の意見等をもとに、ユニバーサルデザイン化、利用サポートの提供等を行う公園の整備



子どもと一緒に滑れる滑り台 体幹の弱い子、幼児も乗れるブランコ

### ストック効果の向上(R7採択まで)

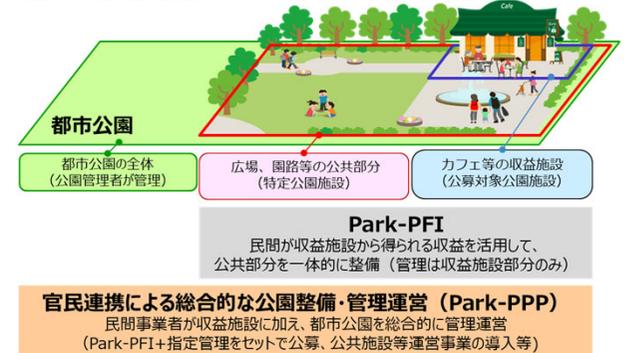
住民意見を取り入れる手続きや他分野との連携等を通じ、まちづくりの課題に対応しながら、管理費の削減や利用満足度の向上に結び付く付加価値の高い公園の整備



遊具を撤去し、高齢者が運動できる広場を再整備

### 官民連携による総合的な整備・管理運営 (R5～)

公共施設等運営事業など、官民連携による総合的な整備・管理運営の導入が具体化した公園の整備



### 感染症対策 (R5採択まで)

公衆衛生の専門家の意見等を踏まえ、施設の衛生対策や密を避けて楽しめる仕掛けづくり等を行う公園の整備



非接触型手洗場の整備



画像解析



Wi-Fiセンシング

### DXの活用 (R5～)

デジタル技術や利用実態等に関するデータの活用、オープンデータ化により、公園管理の効率化や、公園利用効果の最大化等に取組む公園の整備



(イメージ) 利用状況をリアルタイムに把握し、再整備や管理運営に反映

### ソフト面の支援 (R5～)

※モデルとなる公園整備と合わせて行う場合に限る

- 多様な主体との連携による管理体制の構築 (公園協議会の形成 等)
- 多様な利活用を受け入れるためのルールづくり (市民意見の調査、ワークショップの開催 等)
- 新たな利活用を広げるための社会実験
- 効果の検証 等

# 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業

## 「ユニバーサルデザイン化」の事業例

### 久宝寺緑地（大阪府）

#### 【事業概要】

- 本公園では、公園の出入口におけるバイク等の侵入防止棒が車椅子の通行を阻害していることが指摘されており、公園出入口のユニバーサルデザイン化が喫緊の課題となっている。
- 障がい者団体との意見交換や実証実験を通じて、利用者の意見が反映された公園施設のユニバーサルデザイン化を実施。



#### 事業のモデル性

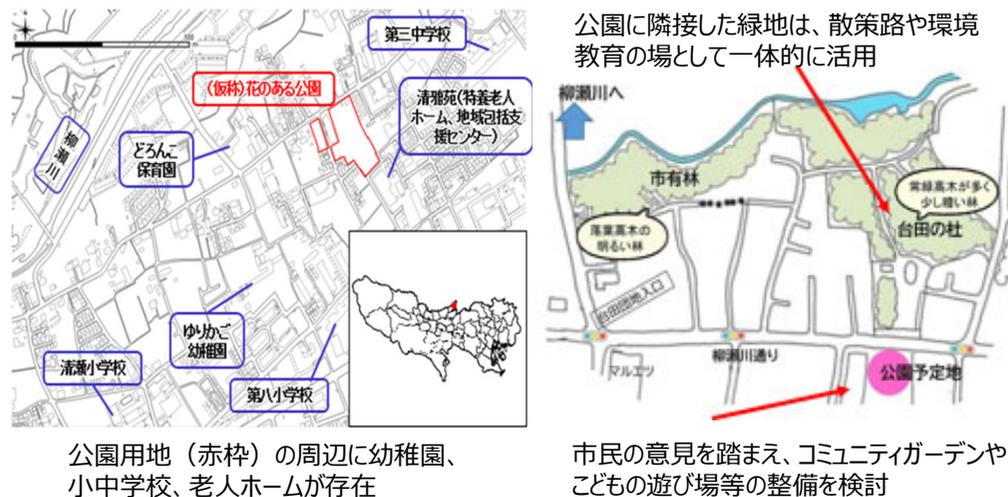
ハード	公園出入口のユニバーサルデザイン化を行うとともに、周辺の園路や植栽についても利用者の意見を反映しながら一体的に整備。
ソフト	ユニバーサルデザイン化した施設に関する情報を市のHP等で情報発信するとともに、車いすの貸し出し等の利用者サポートを実施。
プロセス	公園施設のユニバーサルデザイン化にあたり、障がい者団体との意見交換や現地での実証実験を実施。

## 「ストック効果の向上」の事業例

### 花のある公園（東京都清瀬市）

#### 【事業概要】

- 公園用地は市民から遺贈を受けた土地であり、隣接する緑地との連続性を確保するとともに、小中学校、保育園・幼稚園、老人ホームとの近接性を最大限活かした整備が求められている。
- 本事業を活用したハード整備事業に合わせ、市独自の取組として、将来の住民主体の管理体制の構築を見据え、アンケート調査・ヒアリング、ワークショップ、公園整備前の土地を活用した多様なイベントの開催を実施し、公園の整備効果を最大限発揮させる取組を実施。



#### 事業のモデル性

ハード	こども・高齢者のニーズに応じた整備を行うとともに、周辺緑地と一体的な利用を想定した整備を実施。
ソフト	市民からなる公園運営協議会を設立し、市民が中心となって公園整備後の管理運営を実施。
プロセス	公園の構想段階から市民ワークショップやアンケートを行い、こども・高齢者など多様な市民の声を公園の整備・管理運営に反映。

# 脱炭素・クールダウン都市開発推進事業

- 改正都市再生特別措置法（令和6年5月公布、11月施行）により、**都市の脱炭素化に資する優良な都市開発事業に対する新たな大臣認定制度**が創設され、当該認定を受けた事業に対し民都機構の金融支援が実施可能となる。
- 認定を受けた優良な都市開発事業者においては、**より先進的な再生可能エネルギー活用を図ることで気候変動という社会課題解決に積極的に取り組むことで社会全体に貢献**したい意欲があるものの、先進的な取組の実証事業はコストが大きく収益性が乏しいことから、事業者にとって負担が大きい。
- また、**先進的な都市の暑熱対策に取り組む、良好な都市環境の形成に貢献**したい意欲がある事業者も多いところ、こうした先進的な取組の実証事業についてもコストが大きく収益性が乏しいことから、事業者にとって負担が大きい。
- このため、**都市の脱炭素化・暑熱対策に資する先進的な実証事業**について、**政策的に支援措置を講じ、その取組を強力に後押し**するとともに、その**成果を広く横展開し、わが国の都市開発における取組を一層推進**していくことが必要。

## ■ 対象事業者

- (1)脱炭素都市再生整備事業認定を受けた事業者
- (2)都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）・都市再生整備計画の区域において都市開発(既存改修を含む)を行う事業者

## ■ 対象事業

- (1)都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業  
（経済産業省又は環境省において技術開発に対する補助事業がある技術に関する実証を除く）
- (2)都市の暑熱対策に資する先進的な取組の実証事業

## ■ 支援額等

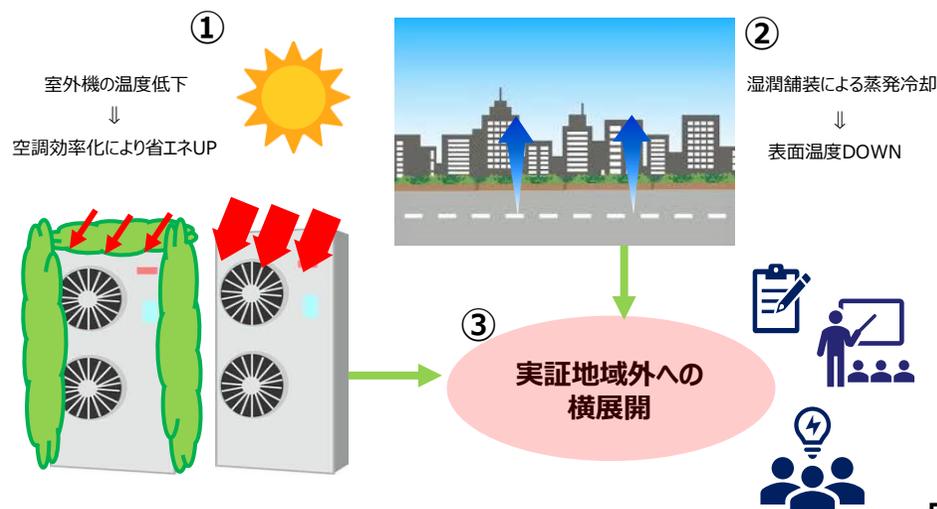
- ・実証事業経費の1/2を補助

## ■ 支援要件

- ・都市の脱炭素化又は暑熱対策に資する先進的な取組の実証を行う事業であること
- ・CO2排出量削減に関する効果目標/都市の暑熱対策に関する効果目標を設定すること
- ・実証事業の成果を広く公表すること
- ・都市の良好な環境形成に寄与すること

## ■ 対象事業イメージ

- ①空調設備の効率的利用を促す室外機緑化など都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業
- ②路面温度を下げる透水性・湿潤舗装など、都市の暑熱対策に資する先進的な取組の実証事業
- ③調査レポートの公表など実証成果の横展開の取組



空家法の空き家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

## ■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

### ＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の**除却**（特定空き家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空き家等対策計画の策定等に必要**な空き家の実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

### ＜空き家対策附帯事業＞

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業  
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

### ＜空き家対策関連事業＞

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

### ＜空き家対策促進事業＞

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

## ■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

### ＜空き家対策モデル事業＞

- 調査検討等支援事業（ソフト）  
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）  
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

### ＜補助率＞

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5  
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

### 空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

空家等対策計画が対象とする地区において、居住環境の整備改善を図るため、**空き家・不良住宅の除却、空き家の活用等**に取り組む**地方公共団体**に対して支援する。

## ■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

- 空き家の**除却**  
（不良住宅の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却）
- 空き家の**活用**  
（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要**な空き家の実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

### <補助率>

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5  
※略式代執行の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

### 空き家の除却



居住環境の整備改善のため、空き家を除却

### 空き家の活用



地域活性化のため、空き家を活用し観光交流施設を整備

# セーフティネット住宅・居住サポート住宅の改修費支援

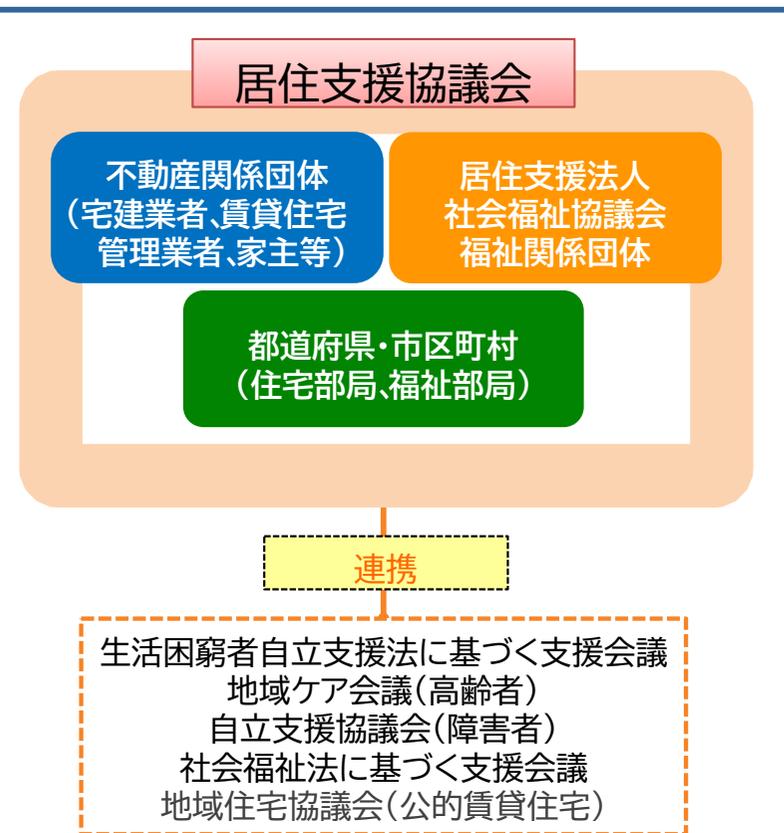
セーフティネット住宅・居住サポート住宅について、改修費に係る費用に対して補助を行う。

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内数】
事業主体等	大家等	大家等、地方公共団体
補助対象 工事等	① バリアフリー改修工事(外構部分のバリアフリー化を含む) ② 耐震改修工事 ③ 共同居住用住居に用途変更するための改修工事 ④ 間取り変更工事 ⑤ 子育て対応改修工事(子育て支援施設の併設を含む) ⑥ 防火・消火対策工事 ⑦ 交流スペースを設置する改修工事 ⑧ 省エネルギー改修工事 ※ 上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上げ費用(家賃3か月分(一定の要件を満たす場合、最大1年間分)を限度))も補助対象	⑨ 安否確認のための設備の改修工事 ⑩ 防音・遮音工事 ⑪ 居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る) ⑫ 専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑬ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・ 補助限度額	補助率：国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3) 国費限度額：50万円/戸 ・①～⑦を実施する場合、50万円/戸加算 ・①のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円/戸加算 ・⑤に加えて、②、④又は⑧を実施する場合、それぞれの工事の補助限度額の合計額(200万円/戸を超える場合は200万円/戸) ・⑤を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円/施設	
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下) ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯
対象住宅	専用住宅、居住サポート住宅	専用住宅(地方公共団体が所有している場合を含む)、居住サポート住宅
管理要件	・管理期間が10年以上であること	・管理期間が10年以上であること ※ ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は要配慮者以外の入居が可能
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他 主な要件	・⑧を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・①、⑦、⑨、⑩を実施して居住サポート住宅にする場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内のセーフティネット登録住宅であること。	

# 居住支援協議会等活動支援事業

居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う。

居住支援協議会等活動支援事業(令和6年度当初)	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会(都道府県・市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会)、居住支援法人 等
補助対象事業	1. セミナー・勉強会等による制度の周知・普及 2. 地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備 3. 市区町村居住支援協議会立ち上げ支援 4. 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等) 5. 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等) 6. 死亡・退去時支援(家財・遺品整理、死後事務委任等) 等
補助率	定額(国10/10)
補助限度額	・都道府県居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・市区町村居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・居住支援協議会設立準備会 ……上限3,000千円 (複数自治体による共同設立の場合は上限3,500千円) ・居住支援法人 ……上限7,000千円 (スタートアップ加算該当の場合は上限7,500千円)



## 居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・設立状況:145 協議会(全都道府県・107市区町村)が設立(R6.9.30時点)

## 居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・指定数:928 法人(47都道府県)が指定(R6.9.30時点)

# 地域居住機能再生推進事業

## 現状・課題

- 高齢化が急速に進展する地域における**公的賃貸住宅団地の老朽化、生活サービス機能の不足**
- 大規模団地の再生**を通じて、周辺の市街地も含めた**地域全体の再編**を図る必要性

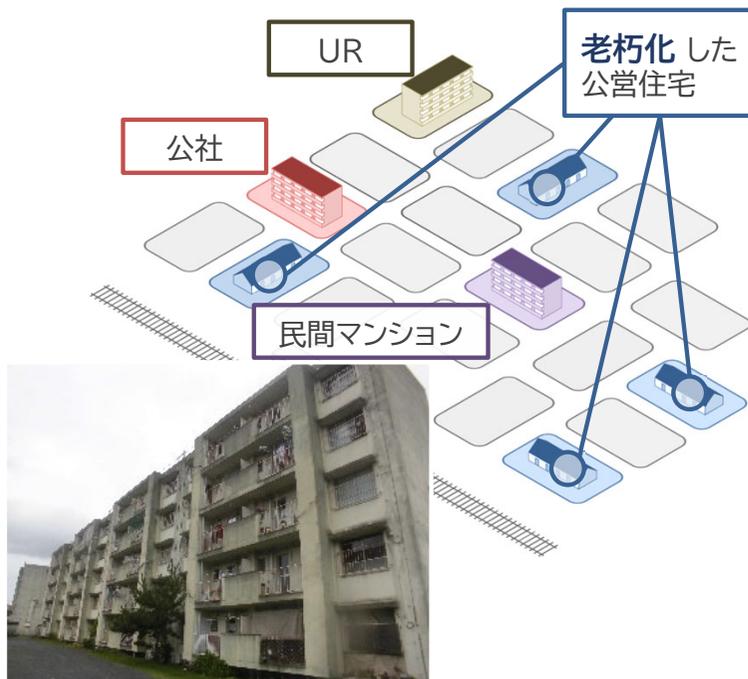
## 事業目的

- 大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、**多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備**を進め、**地域の居住機能を再生**する取組みを総合的に支援する。

## 地域居住機能の再生のイメージ

各事業主体ごとの対応

before



関係者による協議会の事業調整を通じた一体的整備

after



# 市街地再開発事業の概要

社会資本整備総合交付金等にて支援

## 1. 制度の目的

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う(都市再開発法 昭和44年施行)。

## 2. 事業の仕組み

一般的な市街地再開発事業のイメージ

- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に権利変換により、置き換えられる(権利床)
- 高度利用によって新たに生み出された床(保留床)を処分して事業費に充てる

## 3. 施行者

個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構等

## 4. 地区要件

- ①組合・再開発会社の場合 地区面積0.5ha以上、耐火建築物が概ね1/3以下等
- ②その他の場合 地区面積0.1ha以上、耐火建築物が概ね1/3以下等

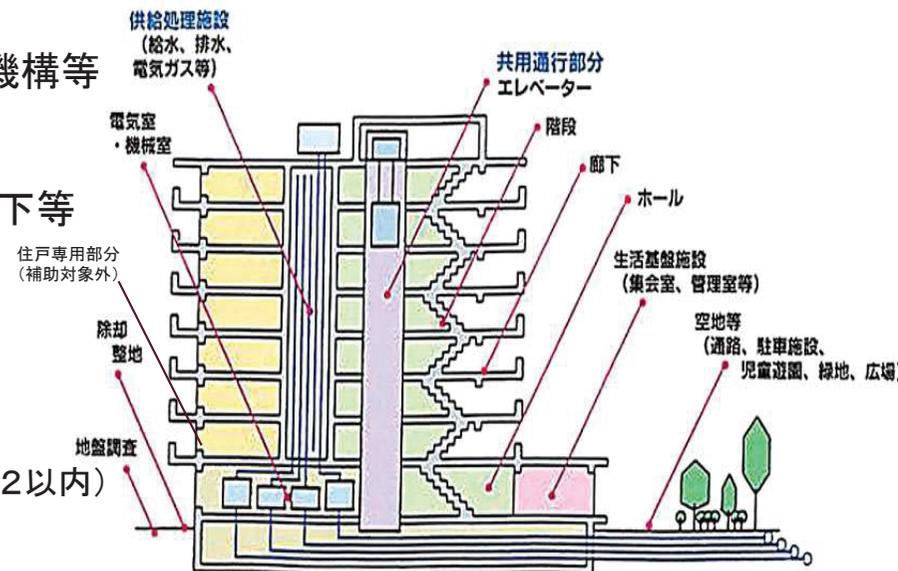
## 5. 交付対象及び国費率

### (1)交付対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費(補償費、除却費等)
- ・共同施設整備費

### (2)国費率

1/3 等 (ただし、地方公共団体の補助する額の1/2以内)



共同施設整備費の対象のイメージ

※H22年度より、原則として社会資本整備総合交付金にて実施

# バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

<現行制度の概要>

## 交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

## 補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域

**交付率** 直接 1 / 3 間接 1 / 3

## 交付内容

- 基本構想等の策定 (バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。)
- 移動システム等整備事業
  - ・屋外の移動システム整備 (スロープ、エレベーター等)
  - ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備 (市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。)
  - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース (広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等) 等
- 認定特定建築物整備事業
  - ・屋外の移動システム整備 (建築物敷地内の平面経路に限る。)
  - ・屋内の一定の移動システム整備 (商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。)
  - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等
- 既存建築物バリアフリー改修事業
 

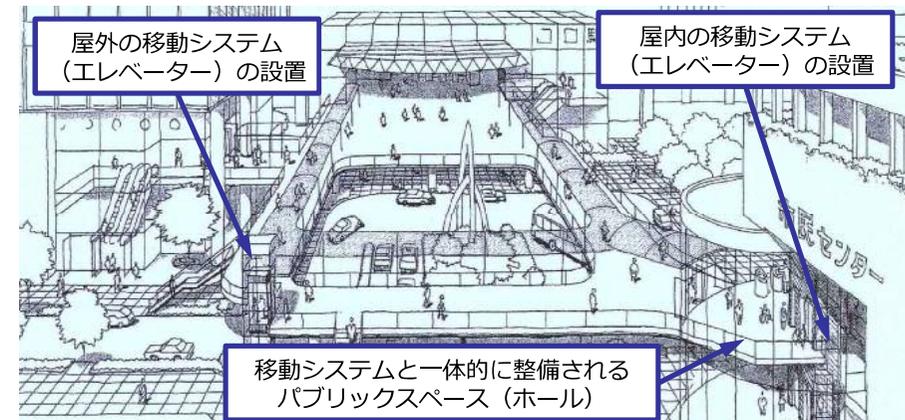
【対象建築物】

  - ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物 (規模要件なし)
  - ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

【補助対象】

バリアフリー改修工事に要する費用

  - ・段差の解消
  - ・出入口、通路の幅の確保
  - ・車椅子使用者トイレの設置
  - ・オストメイト設備を有するトイレの設置
  - ・乳幼児用設備の設置
  - ・ローカウンターの設置
  - ・車椅子使用者用駐車施設の設置
  - ・駐車場から店舗までの屋根設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (令和3年3月)

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

## 拠点開発型の地区要件

### 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上(重点供給地域は概ね2ha以上)
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

### 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上(重点供給地域は概ね0.5ha以上)
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的开发を行う区域を含む

## 街なか居住再生型の地区要件

### 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上(重点供給地域は概ね2ha以上)

### 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下(重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下)
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

## 地区内の公共施設の整備

### 道路・公園等の整備



### コミュニティ施設の整備

(集会所、子育て支援施設等)



### 空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得(用地費は除く。)、移転、増築、改築等



(交付率: 1/3)

## 良質な住宅の供給

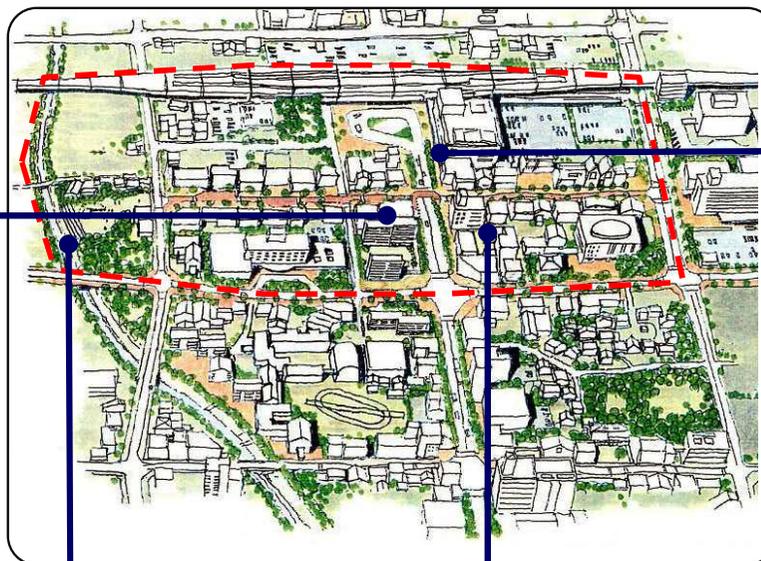
拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

(交付率: 1/3)



## 事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

(交付率: 通常事業に準ずる)

## 受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等(交付率: 1/3、1/2)

# 街なみ環境整備事業

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

## 【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅\*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上  
\*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

## 【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

## 街なみ景観整備の助成

### 住宅等の修景

(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)



## 協議会の活動の助成

### 協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等(交付率:1/2)

## 空家住宅等の除却

### 空家住宅等の除却

(交付率:1/2)

## 地区内の公共施設の整備

### 道路・公園等の整備



### 生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



### 公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

### 電線地中化



(交付率:1/2)